

文教福祉常任委員会

令和6年3月13日（水曜日）

文教福祉常任委員会

令和6年3月13日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 3 号 令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第10号 令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第16号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 専決処分の承認について

《付託陳情》

陳情第 1 号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を
求める陳情

出席委員（7名）

委員長	島 田 恒	副委員長	伊 藤 春 美
委 員	松 木 源太郎	委 員	飯 嶋 正 利
委 員	宮 内 保	委 員	伊 場 哲 也
委 員	常世田 正 樹		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

副議長	遠 藤 保 明	議 員	戸 村 ひとみ
-----	---------	-----	---------

説明のため出席した者（22名）

教育長	向 後 依 明	税務課長	向 後 秀 敬
環境課長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援 課長	多 田 英 子	高齢者福祉 課長	椎 名 隆
教育総務課長	向 後 稔	生涯学習課長	伊 藤 弘 行
体育振興課長	金 杉 高 春	その他担当 職員	11名

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（島田 恒） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、審議案件が13件、それと陳情1件ということでお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、戸村ひとみ議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

それでは、本日、遠藤副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（遠藤保明） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまです。

本日は、付託されました13議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なご審議をお願いします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、島田委員長、よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案等の説明のため、教育長と担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で13議案ございます。その内訳でございますが、まず、予算関係が6議案で、議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第3号、令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第4号、令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、次

に、条例関係が6議案で、議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その他の議案が1議案で、議案第30号、専決処分の承認についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（島田 恒） ただいまから本委員会に付託されました13議案の審査を行いたいと思いますけれども、もう既に分担表によってお示しされていますし、今、教育長のほうから各議案の見出しについてはる言われましたので、早速審査に入らせていただきたいと思います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いしたいと思います。説明、質疑については着座で結構でございます。よろしくお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

社会福祉課所管事業のうち、全員協議会で説明しました主要事業以外の主な事業について説明します。

予算書の 101 ページ、タブレットは 103 ページ、中段をお願いします。

3 款民生費、1 項 2 目障害者福祉費、説明欄 10 自立支援給付事業 15 億 1,148 万 5,000 円は、障害者総合支援法の下に障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための障害福祉サービス、補装具の給付等の事業を実施するものです。

下段の 19 扶助費、1 段目の共同生活援助給付費、こちらはグループホームですが、の 2 億 8,722 万 7,000 円は、就労支援等の日中活動を利用している知的・精神障害の方等が地域において自立した日常生活を営む上で食事、買物、掃除、洗濯等の援助や日常生活関連動作の支援を行うもので、実利用者を 115 人と見込んでいます。

続いて、次の 102 ページ、タブレット 104 ページです。

同じく委託料で上から 2 段目、就労継続支援給付費 2 億 7,560 万 3,000 円は、一般企業への就職が困難な障害者に働く場を提供するとともに、その知識と能力の向上に必要な訓練等の障害福祉サービスを提供するもので、実利用者を 179 人と見込んでいます。

同じく委託料の下から 2 段目、生活・療養介護給付費 5 億 5,705 万 5,000 円は、生活介護と療養介護の二つの障害福祉サービスの合計で、一つ目の生活介護は 5 億 3,220 万円、それから在宅生活が困難な障害者の身体機能の維持向上を図るため、通所により入浴、食事、排せつ等の介護や機能訓練等の支援を行うもので、実利用者を 186 人と見込んでいます。

二つ目の療養介護は 2,485 万 5,000 円、常時介護を必要とする障害者に対し、主に病院において昼間行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び日常生活上の世話を行うもので、実利用者を 7 人と見込んでいます。

これらの事業に伴う歳入ですが、予算書 22 ページ、タブレットは 26 ページの中段をお願いします。

歳入の国・県の補助金ですが、14 款国庫支出金、1 項 1 目 1 節社会福祉費国庫負担金、説明欄 3 障害者自立支援給付費等負担金は 7 億 1,268 万 2,000 円で、国の負担率は 2 分の 1 となります。

予算書 26 ページ、タブレットは 30 ページの中段をお願いします。

15 款県支出金、1 項 1 目 1 節社会福祉費県負担金、説明欄 1 障害者自立支援給付費等負担金は 3 億 5,634 万 1,000 円で、県の負担率は 4 分の 1 となります。

以上で議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

タブレット22ページ、予算書18ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

12 款分担金及び負担金、1 項1 目1 節老人福祉費負担金、説明欄1 の老人施設入所者負担金 367 万 8,000 円は、養護老人ホームへ措置入所された方が収入に応じて納めていただく費用負担分となります。

タブレットの26ページ、予算書の22ページをお願いいたします。

14 款国庫支出金、1 項1 目2 節老人福祉費国庫負担金、説明欄1 の低所得者保険料軽減負担金 2,951 万 8,000 円は、介護保険料の所得段階のうち、第1 段階から第3 段階の低所得者に対する保険料の軽減分に対して2 分の1 が補助されるものです。

タブレットの30ページ、予算書26ページをお願いいたします。

15 款県支出金、1 項1 目2 節老人福祉費県負担金、説明欄2 の低所得者保険料軽減負担金 1,475 万 9,000 円は、国庫支出金と同様に保険料軽減分に対して4 分の1 が補助されるものです。

タブレット32ページ、予算書28ページをお願いいたします。

2 項2 目2 節老人福祉費県補助金、説明欄2 の介護人材確保対策事業費補助金 33 万 7,000 円は、介護分野への就業促進のための研修を受講した者に交付する介護職員初任者研修等受講費用助成金等に対してその4 分の3 が交付されるものです。

少し飛びまして、タブレットの106ページをお願いいたします。予算書は104ページとなります。

次に、歳出についてご説明いたします。

3 款民生費、2 項1 目老人福祉総務費、説明欄3 の老人保護扶助費 4,351 万 3,000 円は、経済的な理由等により自宅での生活が困難な低所得高齢者を養護老人ホームへ措置するための費用で、19 人分を見込みました。

タブレット108ページ、予算書106ページをお願いいたします。

説明欄8 の介護人材確保対策事業 57 万 8,000 円は、介護人材確保のため、研修費用の助成や福祉分野を専攻する大学生と現役介護職員との意見交換に対し助成を行うものです。

タブレットの110ページ、予算書の108ページをお願いいたします。

同項3目生活支援費になります。説明欄3の緊急通報体制等整備事業938万6,000円は、ひとり暮らし高齢者等の日常生活における緊急時に備え、24時間体制で対応できる緊急通報装置を貸与するもので、設置台数を271台と見込みました。

タブレット111ページ、予算書の109ページをお願いいたします。

説明欄5の家族介護用品給付事業661万8,000円は、在宅で常時失禁状態のねたきり及び認知症高齢者に紙おむつを給付するもので、対象者を270人と見込みました。

タブレットの112ページ、予算書110ページをお願いいたします。

下の欄になります。同項4目介護保険費になります。説明欄3の介護保険事業特別会計繰出金8億3,055万5,000円は、介護給付費、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者保険料軽減のルール分としまして、介護保険事業特別会計へ繰出しをするものです。

以上で議案第1号、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について、子育て支援課から補足説明を申し上げます。

全員協議会で説明した主要事業以外の主な事業についてご説明をいたします。

歳入からご説明いたします。

タブレットの23ページをお願いいたします。予算書は19ページになります。

13款1項2目2節児童福祉使用料、説明欄3公立保育施設使用料1,015万1,000円につきましては、市外の児童が旭市の公立保育所を利用する際の使用料で、国の基準単価に基づき他の市町村から支払われるものです。前年度比136万1,000円、11.8%の減となっております。この主な要因は、利用児童数の減によるものです。

次に、タブレットの27ページをお願いいたします。予算書は23ページになります。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄2子ども・子育て支援事業費補助金489万7,000円につきましては、児童手当の制度改正によるシステム改修に係る国の補助金でありまして、補助率10分の10、今年度新たに計上したものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

タブレットの114ページをお願いいたします。予算書は112ページになります。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄3子ども医療費助成事業2億5,515万3,000円は、ゼロ歳児から高校生等までの入院・通院等に要する費用を助成するもので、前年度比3,131万6,000円、14.0%の増となっております。増の要因につきましては、次のページをお願いいた

します。19 節扶助費で、県の制度改正により令和 5 年 8 月診療分から入院・通院の自己負担に月額上限が設定されまして、月ごとに入院 11 日目以降、通院 6 回目以降が無料になったことや、同月分から高校生等への現物給付を実施していることから、助成額の増を見込んだことによるものです。

次に、同ページの説明欄 4 出産祝金支給事業 3,100 万円は、少子化が進む中、出産を祝福して、次代を担う子どもたちの健全育成を図ることを目的として、第 2 子に 10 万円、第 3 子に 20 万円の祝金を支給するもので、前年度比 340 万円、12.3%の増となっております。増の要因は、18 節負担金補助及び交付金で支給対象となる第 2 子、第 3 子の増によるものです。

次に、同ページの説明欄 6 子ども・子育て支援事業 506 万 7,000 円は、前年度比 184 万 8,000 円、26.7%の減となっております。減の主な要因は、12 節委託料で、令和 5 年度に第 3 期旭市子ども・子育て支援事業計画策定に向けて、就学前児童がいる世帯と小学生がいる世帯に対して実施しましたニーズ調査の業務委託料分が減となったためです。令和 6 年度は計画策定に係る業務委託料であります 475 万 2,000 円を見込んでおります。

以上で議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計予算の議決について、健康づくり課所管の補足説明を申し上げます。

タブレットの 145 ページから 146 ページ、予算書の 143 ページから 144 ページになります。

初めに、歳出でございます。

4 款 1 項 3 目の説明欄 2、一番下になります。妊婦・乳幼児健康診査事業 4,808 万 7,000 円のうち、次ページをお願いいたします。中段やや下になります。

説明欄 19 扶助費、妊婦・乳児健康診査助成金 4,089 万 2,000 円は、現在実施しています 9 か月から 11 か月の乳児健診や新生児聴覚検査に加え、新たに産後 2 週間及び産後 1 か月の産婦健康診査と生後 1 か月の乳児健康診査の費用の一部助成を開始するものでございます。産婦健康診査につきましては、産後 2 週間及び産後 1 か月の健診に対しまして、それぞれ 5,000 円を上限に助成し、生後 1 か月の乳児健康診査については 4,000 円を上限に助成いたします。これによりまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図るものでございます。

なお、本事業に係る歳入につきましては、タブレットのほうの 28 ページ、予算書の 24 ページをお願いいたします。

14 款 2 項 3 目 1 節保健衛生費国庫補助金、説明欄 2 の母子保健衛生費補助金 258 万 9,000 円のうち 190 万円と、説明欄 3 の健康診査支援事業費補助金 76 万円につきましては、国の補助金でありまして、補助率は 2 分の 1 となっています。

以上で議案第 1 号、健康づくり課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは、数点ほど質疑させていただきます。

初めに、タブレットのほうの 121 ページ、ファミリー・サポート・センター事業、また、民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業なんですけれども、新規と拡充ということで、ただ予算額が思ったより少ないという部分で、もう少し増額して一気にスタートダッシュしてみたらと思うのですが、見解をお願いします。

あと、国・県・市の 3 分の 1 ずつの負担というのは、こういう事業に対しては通常なのかを教えてください。

続きまして、タブレット 124 ページ、障害児通所支援事業に関することなんですけれども、障害児相談支援員の人数が少し足りていないようなことをお伺いしました。人数が足りているかと、障害のあるお子さんに対する対応の人数とかの実績について教えてください。

あとは、タブレット 142 ページ、がん検診事業なんですけれども、胃がん検診はバリウム検査でやられていると思うんですけれども、結構便秘の方とか、検査後の排便がきついという、また世界的にも結構胃カメラに移行している国もあると思うんですけれども、胃カメラにした場合、助成をするとか、そういった見解があればお示してください。

以上です。お願いします。

○委員長（島田 恒） それでは、常世田委員の質疑に対して答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） ファミリー・サポート・センター事業についてお答えいたします。

本事業は、運營業務委託料といたしまして 866 万円を見込んでおります。こちらは事業を実施するための人件費などを含みまして、運営費として 466 万円、それと開設準備、改修ですとか、システム導入等の費用といたしまして 400 万円を見込んでおります。

こちらをもう少しというありがたいお話だったんですが、初年度といたしましては、こちら

の予算で実施できると考えております。

また、補助額、国の3分の1、県3分の1ということでございますが、これは国のほうの要綱で定められているものでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 障害児通所支援事業で障害児相談支援員の人数と対応の実績と、それで人数のほうは足りているかというご質疑をいただきまして、お答えしたいと思います。

3月11日現在なんですが、障害児相談支援を行っております市内の事業所は4事業所となります。相談支援専門員は合わせて10名おりまして、相談の実績といたしましては190人となっております。

4事業所とも障害者の相談支援のほうも併せて行っておりまして、事業所により担当する人数や、対象の方のニーズ等により対応頻度も異なります。また、時期により集中してしまうこともございまして、場所によっては相談支援専門員が一人でも欠けると機能しなくなってしまうような、ちょっともろいところもなきにしもあらずという状況であります。

ただ、現在、休所している事業所が1事業所ございまして、そちらのほうがまた来月より再開するということがございますので、引き続きその辺の状況を見ながら、ニーズと相談支援事業所の状況に応じて、その辺の両方の状況を注視してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（島田 恒） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課からは胃がん検診の関係です。胃カメラの導入の補助ということでございました。

市のがん検診につきましては、国の指針に基づいて実施しておりまして、こちらの内視鏡につきましては、平成28年度から国のほうが導入ということで話がございました。その際に市のほうでも、医師会ですとか、中央病院、あとは検診の委託事業者等と協議をしまして、その中で、国のほうのがん検診ということで様々な条件がございますけれども、その条件を満たすための体制の整備がなかなか難しいということで、その会議の中で、導入に当たっては難しいということで見送りとなった経緯がございます。

その中で医師会のほうからは、その代わりにピロリ菌の検査の導入ということで、新たに元年度からピロリ検査のほうを導入しまして、そのピロリのほうの検査について、精密検査等については医師会のほうでやってくださるというところの中で、今やっているところでござ

います。

今後の導入に向けては、改めて医師会の先生方と意見を伺っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） それでは、1点だけ再質疑させていただきます。

障害児通所支援事業なんですけれども、相談員の方によって、相談延べ人数が190名ということで、相談員の方の抱えている人数の偏りが結構あるというのをお聞きして、計画を綿密に立てていただく方とコピペの方と、そういった話も聞こえてきたりしているので、専門員のスキルアップというか、受入れ体制、相談に乗るときの体制を少し均一にというか、そういうふうに働きかけていただくことは可能でしょうか。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 偏りや、相談員によってばらつきがあるというところでご指摘いただきました。

いずれにしても、旭地域の自立支援協議会の相談支援部会というところがございます。そちらのほうとしましても、そういったことがやはりあるというところも把握しておりますので、課題として挙げております。現状を知るためのアンケート調査の実施や、相談支援部会のほうで改善できることはないかという話合いのほうを継続して行っていると思いますので、その辺のお知恵を借りまして対応したいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 予算書の支出、10款1項2目教育費、教育総務費、事務局費……

○委員長（島田 恒） ページ数をお示しいただければ。

○委員（伊場哲也） はい。お待ちください。

○委員長（島田 恒） はい。

○委員（伊場哲也） なお、節を省略し、混乱しないように、説明欄の数字でページ数を皆様にお伝えしますので、紙ベースでのページ数でのお伝えになります。よろしいでしょうか。

始まる前にお伝えしましたが、紙ベースとタブレットのページ数云々で混乱することもあり得ますので、私のほうでは款項目節を省略し、説明欄に記載されております数字並びに紙ベースによるページ数で質疑させていただきますので、ご了解ください。

それでは、質疑をさせていただきます。

まず、229 ページの説明欄の 5 学校再編推進事業について質疑をいたします。

令和 6 年度は学校再編計画に従って事業は推進されると思いますけれども、令和 6 年度の主な事業についてお知らせください。

質疑の 2 点目でございます。ページ数は 230 ページ、説明欄 7 のところです。適応指導教室指導員配置事業について質疑をいたします。

276 万 4,000 円の予算計上がされているかと思います。令和 5 年度、本年度と比べますと 318 万 3,000 円と予算計上がアップされております。これはもしかしたら指導員数が増えるのかなと思いましたけれども、令和 5 年度、本年度と来年度、令和 6 年度の指導員配置事業の指導員数をお知らせください。ご理解いただけましたでしょうか。

3 番目でございますけれども、230 ページ、説明欄 8 でございます。特別支援教育体制推進事業、これも 40 万 2,000 円から 89 万 9,000 円と倍増しておりますけれども、倍増したからには、令和 6 年度に新たに推進する事業があるのかということについてお尋ねいたします。

質疑 4 点目でございますけれども、231 ページの説明欄 9 育英資金給付事業についてでございます。

令和 6 年度の、当然見込みで結構ですので、一般質問で話題になったかと思うのですが、高校生、大学生は何人ぐらい予定をして予算計上しているのかお尋ねいたします。

5 点目の質疑でございます。予算書 231 ページ、説明欄 10 学校いきいきプラン事業 1,060 万円が計上されております。これは各小・中学校の独自性、計画にのっとって内容が検討されるかと思いますが、各学校に予算として幾らぐらい配分しているものか、1 点目。

2 点目、令和 4 年度ですとか、あるいは今年度も含めてで結構でございますけれども、いきいきプランということで、主にどういった事業が内容として開催されたのか。主なもので結構ですので、旭一中ではこういうことをやったよ、二中ではこういうことをやったよという内容をお尋ねいたします。

質疑 6 点目でございます。予算書 232 ページ、説明欄 12 教育の情報化推進事業 9,916 万 5,000 円の計上についてお尋ねいたします。

報酬、一般職 122 万 1,000 円、これはお一人の報酬でしょうか、お尋ねいたします。

質疑 7 点目でございます。次のページの 233 ページ、説明欄 13 育英基金積立金に関する質疑でございます。

令和 5 年度、まず本年度末でどれぐらいの積立金があるのかお尋ねいたします。

これは委員長、一括質疑でよろしいですね。

○委員長（島田 恒） はい、結構です。

○委員（伊場哲也） 質疑の 8、予算書 235 ページ、説明欄 12 の委託料についてでございます。

特殊建築物等調査委託料、そもそもこの委託料というのは何でしたかという質疑でございます。

質疑 9 点目、予算書 238 ページ、説明欄 4 小学校情報教育推進事業についての質疑でございます。

令和 5 年度におきましては 1,785 万 1,000 円の予算計上がされておりました。令和 6 年度につきましては、624 万 8,000 円でしょうか。事務機器の賃借料が 1,367 万 1,000 円から 218 万 8,000 円と相当ダウンしていますけれども、この理由をお尋ねいたします。

質疑の 10、予算書 238 ページ、説明欄 5 小学校教諭補助員配置事業、これは 1,000 万円程度事業費がアップしております。その理由をお尋ねいたします。あわせて、本年度、何人配置していたのか。来年度の配置予定人数をお聞かせください。

質疑 11 点目、予算書 239 ページ、説明欄 6 小学校スクールカウンセラー配置事業について、予算計上は本年度と全く同じ、令和 6 年度。最近、心を病んでいるんですとか、不登校児童・生徒が増えている中で、予算計上は令和 5 年度、令和 6 年度全く一緒であるということからして、この点については、予算計上を特にされなくても問題はないのかということについて質疑いたします。

12 点目でございます。予算書 240 ページ、説明欄 12 委託料についてでございます。

エレベーター等保守点検委託料が予算計上されておりますけれども、これは中学校の事務局費に関することでしたかね。エレベーターの保守点検業務を委託しなければいけないのは旭一中、二中、海上中でよろしいかということです。いや、市内中学校 5 校あるよということであれば、答弁をお願いします。

質疑 13 問、242 ページの説明欄の 17 です。教育用備品費、配布関係かと思いましたが、13 万 8,000 円計上されております。今年度、令和 5 年度はなかったですね。令和 6 年度に新たにということは、何か備品を購入される予定であるだろうということが推測されましたので、13 万 8,000 円予算計上の理由をお尋ねいたします。

14 点目、243 ページでございます。中学校教育振興費です。大切な教育振興費であるのですが、けれども、2,427 万 9,000 円から 2,334 万 4,000 円というふうに教育振興費がダウンされました。その理由、要因は何なのかお尋ねいたします。

15 点目でございますけれども、243 ページ、説明欄 13 使用料及び賃借料、144 万円から 73

万円とおおよそ半分ダウンしております。多分、このダウンの理由ですけれども、自動車借上料が減っているということか、いや、分かりません。ですので答弁を、質疑させていただきますけれども、これはなぜかということ。

それから、諸借上料が本年度は 35 万 6,000 円計上されていたのですけれども、令和 6 年度については計上されていないんです。これは大丈夫なのかという点を質疑させていただきます。

16 点目でございます。予算書 243 ページ、説明欄 18 負担金補助及び交付金についてでございます。

実用英語技能検定料補助金が 197 万円から 200 万円にアップしていただきました。これは小・中学生にとっては大変うれしいことではないかなと思います。根拠をお尋ねいたします。

通学用ヘルメット補助金、これも 68 万 8,000 円から 72 万 9,000 円と若干のアップが見込まれて計上されております。半額補助をしているのかなと思いましたけれども、補助生徒数をどう見込んでいらっしゃるのかお尋ねいたします。

17 点目、予算書 244 ページの説明欄 4 でございます。中学校情報教育推進事業についてでございます。

予算計上が半減されております。586 万円が令和 5 年度、来年度は 241 万 1,000 円。その理由についてお尋ねいたします。

18 点目、244 ページ、説明欄の 5 でございます。中学校教諭補助員配置事業についてでございます。

今年度の教諭補助員数と令和 6 年度の教諭補助員数の予定数をお尋ねいたします。予算計上ではアップされているので、教諭補助員数が増えるのかなと、そういう期待感もあるので、お尋ねいたします。

19 点目でございます。245 ページの説明欄 6 中学校英語指導助手配置事業でございます。

86 万 4,000 円の予算計上ダウン、令和 6 年度はされております。しかしながら、報酬費については 3,440 万円から 3,680 万円と 240 万円ほど、令和 5 年度と比較しますとアップしているんです。ということは、1 人ぐらい、もしかしたら A L T が増置されるのかなと思ったのですけれども、配置事業としては下がっているけれども、報酬費としては上がっている。その点の整合性といいますか、根拠をお尋ねします。

あわせて、令和 5 年度はたしか 10 人 A L T、先生方がいらっしゃったかと思いますが、一中で 2 人、二中で 3 人、各中学校に配置している人数を併せてお尋ねいたします。

質疑の 20 点目でございます。246 ページ、説明欄 8 部活動地域移行推進事業についてでございます。

令和 5 年度、本年度は部活動のいわゆる地域指導員、外部コーチとか外部指導員とか、いろいろ言われる方がいらっしゃいますけれども、令和 5 年度は何部に何人配置したのか、推進したのかお尋ねいたします。

大変長くなりました。最後、質疑の 21 点目でございます。249 ページ、説明欄の 4 でございます。地域学校協働活動推進事業、これは社会教育に関する質疑になります。

来年度、令和 6 年度に計画している主な事業は何かお尋ねします。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

21 点の質疑がございましたけれども、それでは、教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、大変多くのご質疑をいただきまして、答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと思います。

まず、129 ページの学校再編推進事業、令和 6 年度の主な事業ということでございます。

令和 6 年度、報酬のほうで学校再編代表者会議委員 25 人ということで、こちらのほうは干潟地域の学校再編の代表者会議の委員の報酬を会議 5 回分ということで載せてございます。そのほか、報償費のほうに 456 万円、こちらのほうは、干潟地域の小学校のほうが古城小学校にもし仮に決定した場合に、準備委員会というものを設置する予定でございます。そちらの準備委員会のほうに、1 人 6,000 円で 25 名、5 回分で 75 万円を予算計上してございます。そして、そのほかの干潟地域以外の小・中学校につきまして、予算上は、そのほかについて地域検討会議を小・中学校、おおよそだいたい 5 校ぐらいを見込みまして、1 人 6,000 円で 25 名、5 会議を各 5 回実施するということで 375 万円を計上しております。報償金のほうでございます。

そのほか、普通旅費や需用費、消耗品などでございます。

続きまして、230 ページ、適応指導教室の事業費がアップしたので、指導者数が増えたのかというご質疑でございます。

こちらにつきましては、指導者数のほうは令和 5 年度 2 名で、令和 6 年度も 2 名で、こちらのほうは変わりません。ただ、変わらないんですが、1 日の勤務時間数が、今まで令和 5 年度は 4 時間だったんですが、こちらのほう、いろいろな授業とかお仕事のほうも増えておりますので、1 日 4.5 時間ということで時間数がアップしたというものと、あとは、こちらは会

計年度任用職員で採用しているんですが、会計年度任用職員は、昨年 12 月の議会のほうで給与改定がございました。給与改定でアップした分と、期末手当もアップしておりまして、あと令和 6 年度は勤勉手当も支給するというので、人件費が総体的にアップしております。そういったもので事業費がアップしているというものでございます。

続きまして、230 ページの特別支援教育体制推進事業、こちらのほうで金額が上がっているの、新たな事業があるのかということでございます。

こちらの事業費が上がっている主な要因は、新入学の児童の就学相談、健診して WISC-IV とかの知的の、特別支援が必要かどうかというような判定をする際に……

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) WISC-IV、フォー、4 です。の判定とか、そういった児童就学相談のときに、以前は海上支所のほうに教育委員会があったとき、海上支所のほうでやっておりまして、新庁舎ができてから新庁舎でやっているんですが、会議室をかなり長期間使用してしまうということがありまして、ほかの会議に影響が出るということもありまして、こちらの場所を新たに市民センターのほうへ設置する際に、インターネットにつながらないといけないので、ノートパソコンの賃借とモバイルルーターの通信費など、そちらの設置費用などで金額が上昇したものでございます。

続いて、231 ページ、育英資金給付事業でございます。

こちらのほうの高校生、大学生の人数ということでございますが……

(「概算で結構ですよ」の声あり)

○教育総務課長(向後 稔) はい。

高校生が令和 6 年度見込みで 45 人です。大学生が 75 人、合計で 120 人を見込んでおります。

続きまして、231 ページ、学校いきいきプラン事業でございます。

これは各学校に幾らということでございますが、各学校 50 万円でございます。小・中学校各 50 万円で、ただ、人数の大きい大規模校の中央小学校と第二中学校につきましては 80 万円ということでございます。

事業のほうは……

(発言する人あり)

○教育総務課長(向後 稔) 伊場委員はいろいろご存じかと思いますが、市内小・中学校の学校の裁量権を生かして、主体的に特色ある教育活動を展開するというようなもので、音楽鑑賞とか芸術鑑賞とか、そういった情操教育を育むようなもの、あるいはサツマイモの栽培体

験や稲作体験、酪農体験とか、地域の方々のご協力をいただいて、地域の農業とか、あるいは郷土愛を育むような事業、あるいは書初め教室とか茶道教室、そういったこともやっております。

続きまして、232 ページ、教育の情報化推進事業でございます。こちら報酬、一般職 122 万 1,000 円が 1 人分かということでございます。

こちらは 1 人分でございます。

○委員長（島田 恒） 議案の審査は途中でありますけれども、ここで 11 時 10 分まで休憩いたします。11 時 10 分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○委員長（島田 恒） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、続きまして 233 ページの説明欄 13 の育英基金積立金でございます。どのぐらいの残高があるかということでございます。

令和 5 年度末で 1 億 2,947 万 1,627 円でございます。

続きまして、235 ページの特殊建築物等調査委託料でございます。

こちらにつきましては、建築基準法によりまして、不特定多数の方が利用する、公共的というか、施設につきましては、建築基準法で特殊建築物の調査が必要でございます。通常の建物は 3 年に 1 回なんです、学校の部分でいきますと、非常用設備につきましては毎年調査を行っております。こちらにつきましては、毎年の分でございます。

続きまして、238 ページの小学校情報教育推進事業、こちらの事業費がダウンした内容ということでございますが、こちらにつきましては、こちらの科目のほうで、以前、学校のほうでパソコン教室用の PC の賃貸借を長期継続でしていたんですが、タブレットを購入しまして、タブレットで代用できるということで、もうパソコン教室のほうのパソコンは借用しないということでございます。

それと、238 ページ、小学校教諭補助員配置事業でございます。

こちらの事業費アップの理由ですが、こちらにつきましては、あと人数のほうでございますが、小学校教諭補助員で人数 30 人、令和 5 年度 30 人です。令和 6 年度も 30 人、人数は変わりません。変わらないんですが、事業費がアップしているのは、先ほど申しあげましたように会計年度任用職員、給与改定で給与、勤勉手当がアップしておりますので、その分が上昇しているということでございます。

(「勤務時間は変わりませんか」の声あり)

○教育総務課長(向後 稔) 勤務時間のほうは、基本的には変わりません。

続いて……

○委員長(島田 恒) 伊場委員、答弁が終わってからお願いします。

○教育総務課長(向後 稔) 続いて、239 ページ、小学校スクールカウンセラー配置事業でございます。こちらのほうは、令和 6 年度と令和 5 年度で同じで、不登校が問題となっている中で支障がないかということでございます。

こちらにつきましては、スクールカウンセラーは市のほうで 3 人分を予算計上してございます。そのほかに県のほうでも配置されておりまして、令和 5 年度は県のほうでスクールカウンセラーが 11 人配置されております。市のほうでは 3 人、変わらないんですが、県のほうでもそういった不登校の流れを受けて、そういった問題に対応したいということで、人数のほうはまだはっきり分かりませんが、そういった不登校の問題に対しては、スクールカウンセラーが対応するということも大変重要なことと思っております。

続きまして、240 ページの中学校施設管理費のエレベーター等保守点検委託料でございます。

こちらのエレベーターのほうは、今、第一中と二中、それと海上中と飯岡中に設置してございます。

続きまして、242 ページの教育用備品費 13 万 8,000 円でございます。

こちらの 13 万 8,000 円は、飯岡中学校のオージオメーターを買い換えるものでございます。オージオメーターは、耳が聞こえるかどうかという検査をする機械です。

続きまして、243 ページ、中学校教育振興費のほうで金額がダウンしているということでございます。

こちらにつきましては、自動車借上料と諸借上料の金額が減っているということでございますが、こちらにつきましては、中学校の合同文化祭を令和 6 年度から実施しないという方向になりまして、その移動にかかっていたバスの借上料と東総文化会館の借上料、諸借上料は東総文化会館の借上料でございます。そちらのほうが減になったということでございます。

続きまして、243 ページ、負担金補助及び交付金のほうで英検 200 万円にアップしたが、その根拠ということでございます。

これにつきましては、英検のほうは令和4年度から3級を1人2回まで受験できるようにしてございます。そういった関係もありまして、1人2回受験できるようにしたことによりまして、2年生の受験が増えたということと、あとは2回目受験する方の合格率が高いということもあります。

ただ、実際、人数的にはあまり増えていない状況もありますが、令和6年度のほうは、人数的には中学校1年生から3年生約 1,500 人おりますが、その方たちのうち、今まで最高で19%ぐらいしか受験していないんですが、5%アップを目指しまして、24%の方が受験すると。受験された方の合格率を60%を目標としまして、1回目で落ちた方がある程度受験するという、これまでの数値を参考にして、人数のほうを出して200万円というような計算をしております。

続きまして、同じページの通学用ヘルメットの人数でございます。

こちらについては、新1年生と転入生を見込みまして、1人2,650円の消費税と人数500人を掛けて、その半分、2分の1をとということで金額のほうを算定してございます。

続きまして、244 ページ、中学校情報教育推進事業のほうの金額が減になった理由は、先ほどの小学校の情報教育と同じで、パソコン教室を実施しないこととなったため、パソコンの借上料が減ったものでございます。

続いて、244 ページの中学校教諭補助員配置事業のほうは、令和5年度も令和6年度も6人で変わりはございません。金額がアップしたのは、先ほどの会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

続いて、245 ページ、中学校英語指導助手配置事業の令和5年度の人数は10人でございます。令和6年度も人数は同じでございます。一中に1人、二中に4人、海上中に2人、飯岡中に2人、干潟中に1人で、合計で10人を予定してございます。

金額がアップした理由ですが、令和5年度は最後の2人多くなった人は切替えが、転入してくるのは毎年7月、8月ですので、最初の3か月、4か月分は去年の令和5年度の金額が少ないということで、令和6年度は10人、1年間の金額ということなので、金額がアップしているということでございます。

次に、246 ページ、部活動地域移行推進事業の部活動指導員は何部に何人だったかということでございます。

令和5年度は全部で9人配置しておりまして、二中に4人、海上中に2人、飯岡中に2人、干潟中に1人で、二中のほうはソフトテニス部と卓球部、器械体操部、野球部、海上中のほうはソフトボール部とバレーボール部、飯岡中のほうがソフトテニス部と卓球部、干潟中が剣道部ということでございます。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 私のほうからは、予算書の249ページ、地域学校協働活動推進事業の令和6年度の主な計画している事業ということでご説明をさせていただきます。

令和6年度は、市内小・中学校に導入するコミュニティスクールに合わせて、地域学校協働活動の一体的な推進に取り組む予定でございます。小学校20校に地域コーディネーターを配置し、それぞれの学校で地域学校協働活動を進める予定でございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 答弁が終わりました。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 答弁のほう、ありがとうございました。

再質疑をさせていただきます。

4点目に質疑させていただきました育英資金給付事業についての再質疑でございますけれども、これはいつから返さなくていいよという給付事業が始まったのかということが一つと、財源の内訳、この2点について質疑いたします。

委員長、一つずつ区切ってよろしいですか。

○委員長（島田 恒） 一括で再質疑をお願いします。

○委員（伊場哲也） 質疑5点目、学校いきいきプラン、50万円と80万円をそれぞれ関係の市内の小・中学校に補助するんですけれども、残金、ぴったり50万円使いました、ぴったり80万円でしたということはないです、現実的に考えて。その残金についての処置はどのようにされているのかお尋ねいたします。

質疑6点目の教育の情報化推進事業232ページ、説明欄12についての再質疑、報酬がお一人という答弁がございました。情報化は時代のニーズへの対応ということで非常に大切なのは言うまでもありませんけれども、1人で本当現場のほうは足りているのですか。増やす必要はございませんかといった点について再質疑をさせていただきます。

次は、9点目の再質疑、238ページの説明欄4小学校情報教育推進事業についての再質疑で

すけれども、令和6年はクラウドサービス使用料ということで145万2,000円を計上しております。去年はクラウドサービスについての予算計上が表示されていないんですけれども、去年はクラウドサービスは使用しなかったのでしょうか。そんなことはないと思うのですけれども、しなかったのでしょうかという質疑でございます。

続いての再質疑でございます。小学校スクールカウンセラー配置事業、239ページの説明欄6に關することで、市のほうでスクールカウンセラー3人配置、そして県のほうで11人分ということで答弁がございましたけれども、これにつきましても、簡単に足し算しますと市内小・中学校合わせて14人と。これで本当に個々に応じた、いわゆる悩みに対してのカウンセリング業務というのは十分達成しているとお思いになりますかという質疑をさせていただきます。合わせて日本全国29万、30万人に迫る勢いですので、これは何とか各自治体で改善ということをおっしゃるの質疑でございます。

続きまして、質疑15の243ページ、説明欄13に關する使用料及び賃借料、合同文化祭を令和6年は実施しないというご答弁がございました。コロナの最中はもちろんできませんでした。コロナ明けということで、何なんでしょう。なぜ実施しないことになったのか。現場の対応が面倒くさいのか。いや、令和6年から合同文化祭は実施しませんよと。理由、根拠をお尋ねいたします。

再質疑、質疑の16点目の243ページ、説明欄18に關する英検のほうの補助金に關することですけれども、1,500人を見込んでおり、実質は19%程度の受験者数、ただ今後は、令和6年については24%、5%増の受験予定者を見込んでいるという答弁がございました。具体的に5%増に向けて、どのような方策を取るのか。そして、合格率としては、国で示している合格目安を相当意識されていると思いますけれども、5%増、24%程度受けてほしい、なおかつ合格率としては6割を目指している。この根拠についてもお教えいただけますか。

続きまして、244ページの説明欄5中学校教諭補助員配置事業、令和5年度は6人、来年度も6人。小学校の先生方並びに中学校の先生方、学校現場の先生方は、今、働き方改革は進めてはいるものの、先週の新聞にも出ておりました。遅々として進まずという現況が新聞並びにテレビで取り上げられておりました。そして、いろいろ聞きますと、市の支援事業であるという観点から、1人でも2人でも増やしてほしいんだよという切なる願いは教育委員会に届いていますでしょうか。

予算の関係もあって、なかなか、はい、分かりましたというわけにはいかないのは重々存じ上げているところではありますけれども、言葉は悪いですが、くそ忙しいんですよ、

現場は。ですので、市教委としても、そういう現場の先生方の少しでもお役に立てればという視点、またお手伝いできればという視点、助けてあげたいという視点、観点から、併せて学校の働き方改革という視点からも、人数の増置を望むものですが、その点については難しいのでしょうか。1点です。

あるいは近い将来、令和6年度は無理だけでも、令和8年度、令和9年度、特に令和9年度あたりからは3校が一つになるという学校再編もあるじゃないですか。そういったことから、さらに増やして、きめ細かい教育活動の展開ということを考えていらっしゃるのか。この2点についてお伺いいたします。

最後、質疑20番目、246ページ、説明欄の8に関する再質疑、地域移行、部活動に対してね。地域移行に対して、今、移行化を進めているという状況でいろいろ会議等を持たれているかと思いますが、この辺が難しいよなといった課題は、市教委のほうで把握しているものがあれば、お聞かせ願えればと思います。

委員長、以上でございます。

○委員長（島田 恒） ただいまの伊場委員の9点の再質疑に対して答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、231ページの育英資金給付事業でございます。

こちらはいつからかということでしたが、これにつきましては、市町村合併する前の1市3町でそれぞれ実施しておりまして、給付型の市町と貸付け型の町と分かれておりました。合併して、当初は給付型は継続して、貸付け型のほうは返還をしていただく期間がありましたので、返還をしていただきました。それで、返還が全て終わった時点で一つに、一本化にまとめまして実施をしているところでございます。

旭市のほうはいつからかというのは、すみません。今、手元のほうで……

（発言する人あり）

○教育総務課長（向後 稔） はい、かなり前だったと思います。

ここに資料であるのは昭和57年度から積立てがあるとか、そういった資料がありますので、恐らくもっと前だったのか……

（「もっと前からある」の声あり）

○教育総務課長（向後 稔） はい。かと思います。

○委員長（島田 恒） 手元に答弁資料がなければ、後ほど答弁ください。

○教育総務課長（向後 稔） はい。

続きまして、財源の内訳でございますが、こちらにつきましては、今年度の予算が 1,834 万 2,000 円でございます。このうちの給付に係る 1,830 万 6,000 円については、基金からの繰入金でございます。残りについては、一般財源でございます。

続きまして、232 ページの教育の情報化推進事業、1 人で足りているのかということでございます。

こちらにつきましては、この会計年度任用職員は社会科副読本の作成支援を行ったり、教材の器材の整備・貸出しを行っている会計年度任用職員でありまして、1 人で足りているのかということでございますが、それにつきましては 1 人で足りているところでございます。

ただ、タブレットを利用するとか、学校のほうでそういったことを支援する方につきましては、委託料のほうで見込んでいます。

続きまして、238 ページ、クラウドサービス使用料でございます。

こちらは去年なかったがということでございますが、こちらのクラウドサービス使用料のほうは教員用のデジタル教科書の使用料でございまして、こちらは英語と算数を令和 6 年度デジタル教科書を使用するというので、デジタル教科書のほうの児童・生徒の分は国の実証事業のほうで無償で入っておりますが、教員の部分は市のほうで負担しないといけないということで、令和 6 年度予算計上するものでございます。

それと、239 ページ、スクールカウンセラー、カウンセリングがこれで足りるのかということでございます。

伊場委員がおっしゃるように、不登校は人数が増えておりまして、昨年度、文部科学省のほうで緊急対策パッケージというものを文科大臣のほうで出しまして、これについてはいろいろ対策が必要だということでございます。市のほうでも力を入れてやっていかなければと考えておりますが、予算的には、市のほうでは 3 人、県のほうからも派遣をしていただいているというところでございます。今後もさらに充実をしなければとは考えております。

続きまして、243 ページの合同文化祭を中止にした理由ということでございます。

コロナ禍の中で休止をしておりますが、令和 4 年度にオンラインで 1 度やったところでございますが、令和 5 年度につきましては実施をしましたが、令和 6 年度以降中止ということでございます。

例年、10 月、11 月に行っているんですが、学校の文化祭と重なるというところと、あとは中学校 3 年生が 10 月下旬から 3 者面談を実施する、あるいは定期テストを実施するというようなことで、日程が過密になっているというところもございます。3 年生は受験も控えてお

りまして、受験のほうも以前は2回受験できたのに、今は1回勝負というようなことで受験方法も変わってきております。そういった生徒のほうも考慮しまして、あとは学校の働き方改革も一部あるかと思います。インフル、コロナなどで、5類に移行したといっても、令和5年度も10月、11月ぐらいにインフルエンザで学級閉鎖になるというようなこともありましたので、そういったこともあって、事業実施、継続が難しいという結論になったものでございます。

続きまして、243ページ、英検のほうでございます。

こちらについては、受験者数を5%アップに向けて、どういったことをするのかということと、合格率60%の根拠ということでございます。

こちらにつきましては、これまでも受験者数を増やすためにいろいろと試行錯誤をしておりますが、なかなか思ったように上がっていないというのが現実でございます。根気強く、粘り強く啓発活動を行うとともに、英検3級に合格したことによって、こういったメリットがあるというようなことも働きかける、あるいは受験する方についてはサポートとして英検受験対策講座などを実施するということも続けていきたいと思っております。

合格率60%の根拠は、国のほうで今後60%を目指すということでありますので、市のほうでもこれまで55%を超えるような合格率をしておりますので、60%をさらに目指したいというところでございます。

続きまして、244ページの中学校の教諭補助員でございます。6人ということで、学校現場のほうでは人手が足りないのではないか、働き方改革を踏まえてどうなのかというご質疑でございます。

確かに、伊場委員おっしゃるように、学校のほうでは人手が足りないということで要望もかなりいただいております。教育委員会のほうでも、人員を増やすために、中学校だけではなくて、小学校のほうも教諭補助員の増をこれまでも行っているところでございます。ただ、令和6年度については、令和5年度と同じ人数ということでございますが、国・県のほうでも働き方改革に向けて、令和6年度は国のほうでスクール・サポート・スタッフを増員するということになっております。県のほうからスクール・サポート・スタッフ、令和5年度は小・中学校20校に対して4人配置なんです、令和6年度は全ての小・中学校にスクール・サポート・スタッフが配置されるというふうに聞いております。

続きまして、246ページの部活動地域移行の課題でございます。

こちらにつきましては、課題が山積でありまして、まずは指導者の確保をどうするか。あと

は実施する場所をどうするか、場所が変わる場合には、学校ではない場合にはそこまで送迎を誰がするのか。あるいは指導者への報酬の支払いです。それは受益者負担が原則と言われていますが、本当にそれでいいのかということと、あとは大会です。各種大会への出場につきましては、クラブチームでも出場できるように今はなっているんですが、合同チームで出るとか出ないとか、そういったいろいろな各大会の要綱にもよって変わってきます。それと、大会運営のほうを今まで教職員がほぼ担っておりますが、地域の方々にそれを担えるのかというような課題、いろいろな課題がありまして、それらにつきまして、まずは令和6年度旭市でモデル事業を実施して、課題点を洗い出して、それに対する検証をしていきたいと考えております。

それと、一つ先ほど漏らしてしまったようで、学校いきいきプランの残金があった場合どうするのかということでございましたが、残金につきましては、基本的には金額を有効に使っておりますが、仮に残金が出た場合には市の一般会計のほうへ戻していただくということでございます。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 先ほどの始まった年度について分かりましたでしょうか。もしなければ後ほどでも結構ですけれども。

○教育総務課長（向後 稔） 旧旭市の育英資金給付条例施行規則というものは、平成3年3月30日に施行されております。ただ、先ほど申し上げましたように、寄附というのはそれ以前からあったのではないかと思います。旭市育英資金給付事業として正式に条例化して実施したのが平成3年3月30日ということでございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の再質疑に対して答弁をいただきました。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 再々質疑をさせていただきます。育英資金ね。

同僚の松木議員から随分前からだというようなお話、これは私、実際、今回、広報あさひにも載っているじゃないですか。そういったことから質問を受けたんです。育英資金、奨学金というのはいつぐらいからやっているの、幾らもらえるの、返さなくていいんでしょう等々の、それに対しての対応質疑ということでご理解いただきたいと思います。

そこで、もしかしたら委員長に、それはちょっと質疑の域を逸脱しているよということでお叱りを受けるかもしれませんが、今回、広報あさひに載っている「返還不要な給付型奨学金」ということで、広報あさひに掲載されていますよね。

それについては、いわゆる予算立てするときに、令和6年度は幾らにするとか、どうするという話を当然されますよね。そういう中で、例えば今までこうだったからではなくて、見直し、財源が厳しいから、この給付事業については、どんどん支援すると。高校生をもうちょっと増やして、大学生もということで、それを活用する人たちにとっては恩恵にあずかれる。しかしながら、市の財政当局としては厳しいじゃないですか。そういったことで、見直しは当然されると思いますけれども、見直しはしたのですかというのが1点です。

そして、いわゆる給付を受けられる文言で、「成績が優秀で校長や学長の推薦がある」、そういう文言が使われているんです。ここの「学長」というのは一体誰を指すのだということが2点目。

それから、3点目、「社会人を経た後の就学など、学び直しではない」という文言が記載されているんです。ということは、これは今流で言われている、いわゆるリスキリングを対象とした奨学金ではないですよというふうに捉えるわけですが、それでよろしいか。

3点の奨学金に対しての質疑です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 育英資金につきまして見直しをしたかということでございます。

これにつきましては、人数のほうは、コロナ禍の影響もあって、増えている状況でございます。この財源につきましては、以前は育英基金のほうは利息分を積み立てているだけで、給付のほうは一般財源で支払いをしておりました。人数も増えてきて、基金の積立ても利息だけでは、今、利息がかなり低い状況ですので、積み立てていてもあまり金額が増えないということで、令和4年度から基金から取り崩して給付に充てようということで変わっております。

支給金額についても、高校生が9,900円、大学生が1万4,400円ということで金額がありますが、これにつきましては、高校授業料相当、大学生は授業料の3分の1程度ということで金額を出しておりますが、この金額についても、将来的な基金の財源がどれぐらいもつかということもありますので、金額のほうも、あるいは対象のほうも見直す必要が近々あるのではないかと考えておりますが、令和6年度につきましては、これまでどおり実施するというところでございます。

それと、成績が優秀で推薦、「学長」が誰かということでございますが、これにつきましては、現役の大学生も申請できます。例えば、1年生でもらっていなくても2年生からもらう

ということもできますので、「学長」というのは大学の学長のことかと思われます。

それと、社会人の学び直しではないことということです、これにつきましては、リスクリングは対象ではないということでございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 再質疑、再々質疑も一括質疑、一括答弁。

○委員長（島田 恒） はい。

○委員（伊場哲也） ごちゃごちゃになってしまうんですね。申し訳ないですけども、今、育英資金については、よく理解できましたので、この後、なるべく時間はかけないようにします。一つずつ決着をつけていくというか、質疑答弁、これは駄目ですね。

○委員長（島田 恒） 一括ということになっておりますので、今回についてはそれをお願いしたいと思います。

○委員（伊場哲也） では、この後もまだ質疑があるのですけれども、終わりということになりますか。

○委員長（島田 恒） いや……

○委員（伊場哲也） よろしいですか。

○委員長（島田 恒） なるべく簡潔に、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員（伊場哲也） はい、分かりました。簡潔に努めているつもりなんですけれどもね。

基金のほうの、先ほど育英基金積立金が 15 億 2,947 万 1,627 円というふうに申しましたでしょうか。よろしいですか。合っていますか。

（発言する人あり）

○委員（伊場哲也） なぜかといいますと、速かったもので大急ぎで書いたんですけれども、先ほど基金がいわゆる枯渇してきたら支援はできないわけですから、その辺の確認をさせていただきたかったという意味で質疑をさせていただきました。後で結構です。

クラウドサービスは分かりました。

委託料、エレベーター、旭一、旭二、海上、飯岡、これは分かりました。どこの業者に委託しているか。申し訳ございません。お尋ねいたします。

A L Tに関する件です。

市教委のほうでどれだけ把握されているかということについて質疑をさせていただきます。

10 人の出身国、男女別、男性が何人で女性が何人、通勤に使う車、全員所持されているのかということ、日本語能力の程度、例えば日本語検定 2 級に受かっているのがこれくらいいる

よ等々です。

それから、A L Tの派遣事業については、J E Tプログラムと民間からの2通りの手だてを市のほうでは採用しているのではないかと思いますけれども、J E Tプログラムで何人、民間から何人、内訳をお願いいたします。

続いて、A L Tの持ち時数、単純に考えて月火水木金、5日掛ける6時間、30時間。実際、彼ら、彼女たちが持っている持ち時数、二十二、三、四時間程度でしょうかという質疑でございます。要は、なぜかという、学校によっては、もてあましている状況も現実あるのではないかという危惧から質疑させていただいております。

最後ですけれども、10人のそれぞれのA L Tに対しての年間の評価、評定といいますか、校長面接並びに教育長面接があろうかと思えますけれども、最近はA L Tの能力評価をどのようにされているのか、実態をお教えてください。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 議案の審査は途中でございますけれども、午後1時まで休憩としたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時 0分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊場委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、育英基金の残高でございます。

令和5年度末の残高の見込みが1億2,947万1,627円でございます。

次に、中学校のエレベーターの保守業務でございますが、保守点検業務で第二中学校の業者が日立ビルシステムであります。そのほかの3校は同じ業者でありまして、三菱電機ビルテクノサービスでございます。

次に、A L Tでございますが、10人の出身国ということでございます。

フィリピンの女性がお一人で、カナダの女性がお一人、そのほかは全て8人、アメリカの女性でございます。

それと、車を持っているかということですが、全員車を持っております。

それと、日本語検定につきましては、すみません。こちらについては把握しておりません。

あと、全員がJETプログラムでの派遣でございます。

それと、持ち時数でございますが、人によって違うんですが、おおよそ18から22時まででございます。

次に、年間評価をどのようにということでございますが、こちらにつきましては、学校長に評価をしていただいて、教育長の確認をいただくというところでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 順序、自分が最初質疑1番、2番と言いましたけれども、相前後しますけれども、再質疑。

先ほどの合同文化祭がございました。これは現場の生徒並びに先生方から、難しいよと。結局、令和6年度からやらないということで、それはそれで一定の結論を見たということでしょうから、働き方改革ですとか、3年生は時期的に日程が過密であるというご答弁をいただきましたけれども、要は、お聞きしたいのは、やはり現場から上がってきた声であるというふうに考えてよろしいかということについてお尋ね申し上げます。

続いて、育英資金のことでございます。

平成3年3月だから、平成4年度からというふうに理解してよろしいのでしょうか。ざっくり言って30年以上、返さなくてもいい奨学金を、書類等々をパスした高校生、大学生に補助している、支援しているということですよ。失われた30年なんて、ちまたで流れることもありますけれども、奨学金、このシステムも30年以上たつんですね。金額的には1万4,400円、それから9,900円でしたか、これは当時と比べて、そんなに比較はないのでしょうか。支援額については、そう大きく変わっていないのでしょうかということを質疑させていただきます。

それから、部活動の地域移行、課題山積というご答弁がございました。指導者の問題ね。どこで何をやるんだと。どうやって生徒が参加するんだと。移動の問題、お金の支払い問題、結論からいって、これを関係者が全て納得するような、いい部活動が地域移行できましたねというのは、この旭市においては不可能です。根拠は社会がそういう状況になっていないからです。だって、指導者がいないのに教えられないじゃないですか。しかしながら、そこに所属している部員はいるわけです。例えば武道、剣道ですとか柔道、これは死亡事故にもな

りかねない。それ以外の部活動でもそうですけれども、やはり常に言われている安全・安心という言葉がありますので、そうしますと、課題山積の言葉の中に限りなく不可能に近い部活動の地域移行化ということが考えられませんか。その辺の見解、ご答弁をお願いいたします。

英検補助に関する再質疑でございます。19%から5%アップして24%を目標、しかしながら、令和6年度は予算化として200万円つけてあるということを鑑みて、いっそのこと、前から機会あるごとに私は一般質問等々でお伝えさせていただいているんですけれども、3級に限定することなく、5級、4級、3級、しかも受けた人は市の度量として、どうぞ受けてください、市で補助しますよという大風呂敷を広げるくらいのそういう気持ちはありませんかというご質疑です。後ほどまた私の言う根拠等々もお伝えさせていただき、再質疑させていただきますけれども、以上よろしくをお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、合同文化祭につきましては現場の声かということでございます。それは当然現場の声でございます。中学校の校長と協議を重ねまして、現場の声も尊重した形でございます。

続きまして、育英基金でございますが、こちらについて30年前と金額はどうかということでございますが、こちらにつきましては、30年前から基本的に高校生は高校の授業料、大学生については授業料の3分の1程度ということでございますので、授業料が上がってきていれば上がってきていると思いますし、据置きであれば据置きなのかなと。ちょっと金額のほうは今ははっきり分かりません。

それと、部活動の地域移行、限りなく不可能に近いというようなお話でございました。かなりいろいろな問題がありまして、難しい問題をかなり抱えております。ただ、国のほうでは令和5年度、令和6年度、令和7年度、3か年を推進期間としておりまして、令和8年度から休日移行という目標を掲げておりますが、ただ、地域の実情に応じて実施しなければならないと思います。都市部のほうでスポーツクラブがたくさんあるところと地方のほうでは違いますので、そういった地域の実情に応じて旭市独自の状況を考えて進めていきたいと考えております。

それと、英検のほうでございますが、3級に限らずほかの級もということでございます。今、3級を目標にしているのは、中学校3年生卒業程度が3級ということでございますので、3

級をということで、これまで1回だったのを2回に拡充しているというところでございます。英検につきましては、例えば1年生が4級を受けて、2年、3年の間に3級を受けるということも考えられると思います。例えば4級を受けて合格したので、うれしいという気持ちになって勉強を頑張ろうと思って3級にまたチャレンジする、そういうようなこともあろうかと思います。そういったことも考えながら、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ございますか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 金にこだわって大変申し訳ないのですが、育英資金につきましては、これまでの喜びの声ですとか、簡単に言うとその実績だとか、それらを踏まえて当然検証もされてきたと思うんです。そして、毎年の予算計上に反映をしてこられたのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがですか。検証なされましたか。そして、その実績です。どのような実績が、過去30年振り返って、ざっくりで結構ですので、実績、そして検証を踏まえた結果、こういうふうに令和6年度予算に反映させたんだよといった点をお聞かせください。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 過去30年につきましては、かなり古過ぎるので、私のほうでは認識がありませんが、最近の検証状況といいますと、コロナ禍で就学が難しい、資金的に難しいというご家庭が増えたということもありまして、以前は育英資金のほうは募集枠がありまして、高校生何人、大学生何人という募集枠があったんです。それにつきまして、コロナ禍でかなり増えているということで、成績や収入要件が合致すれば、できるだけ支給してあげましょうというような考えになりまして、募集枠のほうを令和4年度から撤廃しております。そういったことで、支給については拡大をしているところでございます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 現状を踏まえて困窮者が増えている。だから拡大、しかしながら財源は限られている。ですから、先ほど今後当然拡大していくけれども、財源のことを考えれば減らさざるを得ないと。また昔のように、あるいは枠を設けるですとか、そういうふうになるようなこともあり得るのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（島田 恒） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 令和6年度予算の算定の段階ではまだ基金があるということで、今後基金の財源がどれだけでもつかということもあります。以前は、基金を使わずに一般財源で給付していたという実績もございます。そういったことを踏まえて今後検討していくかと思えます。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございました。

最後、質疑というよりも、今日の質疑、そして答弁を通して、旭市当局の取り組みを振り返ってみて、やはり旭市はすごく教育に相当支援しているのではないかということがよく分かったのですよ。奨学金についても再三質疑させていただき、英検もそうです。合同文化祭は学校現場のということで、なるほど。

しかしながら、まだ事業として継続しているいきいきプランですとか、あるいはこれまでも市長がストップ少子化大作戦の中で英語教育パワーアッププロジェクトということも申されておりますので、そうしますと、これも一般質問でしたんですけれども、1ページ目を開けると、やはり旭市は教育でもこういうふうにして頑張っているよといったところを、ぜひ今後はアピールするような形で市当局として対応していただければ、旭市は教育にもこんなに力を入れているんだということが市民に周知徹底といいますか、図られていくのではないかなというふうに思います。

本日質疑させていただいたことの関連で、これも広報に載っているんです。「旭の英語教育世界に羽ばたく人材育成を目指して 英語を頑張るあさひっ子」ということで、海上中の生徒の記事が載せられているんですけれども、ここでやはり支援してあげる市当局、もちろん我々関係者、大人、英語ができれば世界に羽ばたける、これも一つ当然あることは事実だと思いますけれども、それだけではありませんよということも心して記事等をやはり掲載することが必要だと。

英語ができなくても、金があれば世界に羽ばたくことは可能ですよということを言いたいんです。これは佐々木麟太郎選手のいい例かと思います。スタンフォード大学、4年間5,000万円の、これはスカラシップです。要は奨学金なんです。日本の大学で4年間で5,000万円出してくれる奨学金を持った大学というのは、調べたところ、ないですよ。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長（島田 恒） それでは、ほかに質疑ございませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） どうもご苦労さまです。

伊場委員の奨学金に対する大変いい質問でしたけれども、私は前に議員をやっていたときに約8年選考委員をやっていて、いろいろなことを知っているので、教えたことがあるけれども、大変いい事業を旭市は確かに続けていると思います。これだけは、何か昔はもっといっぱいお金を貸して返してもらうという自治体がいっぱいあったんだけれども、返さないでもってやっているのは県内でもここだけなんですよね。ですから、そういうことでもって、ちびちびやっていたら残って、立派なことをやっているようになったということだと思うので、そこら辺のところはぜひ言っておきたいと思います。

それでは、一般会計について、ちょっと伊場委員のあれが長くなったので、若干絞って、私は今、昼休みに絞りましたので、そこら辺でもってひとつ質疑させてください。

一般会計を見てきて思うんですけれども、民生費、衛生費、労働費、教育費を昨年と比べてみたくです。そうしたらば、民生費だけが111億2,900万円、96億2,400万円から15億円増えているんですよね、これだけが。衛生費のほうはプラス1億3,000万円、教育費もだいたい1億4,000万円ぐらいしか増えていない。民生費が非常に伸びているということを何でかなというふうに私は感じていまして、調べたんだけれども、よく分からない。ただ、いろいろな福祉関係を利用する人が増える形のいろいろなものが出てきたのではないかなと思っています。そういうものに関して、一応絞って何点かお聞きしたいと思うんです。

私は議案書でもってやります。収入のほうはいろいろ聞きたかったですけれども、省きまして、歳出の主立ったものから聞いていきたいと思います。

96 ページです。なぜこれを聞くかという、事業についていろいろなことを考えていましたので、指定管理者制度も考えているので聞きますが、96 ページ、飯岡福祉センター運営事業というのがあります。3,175万6,000円、それで指定管理料が2,224万7,000円、ここはどこに委託しているかということと、それから工事費が何ぼかかるんですけれども、全体的にどのような事業をやっていて、どうして今回改修費が出たか、それだけです。

それから、同じところの97 ページに地域福祉基金積立金というのがあるんですけれども、これは項目だけなんですけれども、これはどうしてなのかということです。

それから、99 ページにいきますと、福祉タクシー利用助成事業がありまして、これが814万7,000円です。実は、社会福祉協議会が持っていた車でいろいろなお世話を2台でやっていたのがなくなって、令和5年から新しい事業に変わったわけなんですけれども、その利用料

なのかということも含めてお聞きしたいと思います。

次に、106 ページです。シルバー人材センター、これはインボイスの問題でもって私も一般質問したりしていましたが、これは令和5年度と同じ690万円ですけれども、インボイス問題をどういうふうに処理しているか。もう始まりますからね。今回、インボイスの届出をした人は3月31日までに申告しなければいけないわけですが、それについてはどういうふうになっているかお聞かせいただきたいと思います。

次に、107 ページ、人間ドックです。人間ドックは後期高齢者の方もあるし、短期の人間ドックがここでもあるんですけれども、これがどのぐらいの人に利用されているか。829 万円ですから、1回3万円か4万円ですから、この金額だと、それでも利用者はかなり多いと思うんです。そこを聞きたいと思っております。

それから、108 ページ、地域包括支援センター運営事業です。地域包括支援センター、介護保険のことから、それから一般的ないろいろ福祉的なことで困ったことから全部受け入れてくれるところです。ここが現在どういう活動でもって、どのぐらいの方々を対象にして今やっているかということを、簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。運営の実情です。

それから、113 ページ、先ほどお話があったかもしれませんが、認定こども園等施設型給付事業というのは具体的にどういう内容なのか。認定こども園等施設型というやつです。ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

137 ページにいきます。ここに中央病院関係のいろいろなあれが出ているんですけれども、一つは看護学生入学支度金貸付事業、これは直接市がやっているんですか。そうすると、看護学校に通うためのいろいろな支援がありますね。これは中央病院の独法のホームページを見れば、いろいろな細かい貸付金などの制度が出ているんですけれども、それと別に、看護学生入学支度金貸付金というのはどういう内容で、どういう形で返してもらうのかということと、それからもう一つは、やはり旭中央病院の同じところの10に負担金、旭市の交付税は92億円です。その中で普通交付税が81億円、それから特別交付税が10億円、これでもって92億円になっているわけなんですけれども、その30%が運営費負担金でもって中央病院にしているわけです。

この金額は算定、財政課ではないので分からないかもしれませんが、担当課として調べているのではないかなと思うんですけれども、どのぐらいの金額だったら正当なのか。普通交付税にこれだけの金額が入っているんだから、これだけ支出してくれよ、負担してくれよ

ということなのかどうか、そのところをぜひお聞かせいただきたいと思います。交付税の3割が病院にストレートにいつてしまっているわけですね。それがどうかという問題もありますけれども。

それから、次に152ページです。衛生費でもって二つほど聞きたいんですけども、152ページに生活排水処理施設管理費1,039万6,000円というのがあります。これはいいおかユートピアセンターと、それからホテルの前のところの処理施設ですけども、これはずっと飯岡町時代からあって、あそこの海水浴場の水が生活排水で汚れるということで、大変金額をかけて、あそこのところに処理施設を造ったんですが、今では浜の関係でもって海水浴場はほとんどできない状態であります。この施設だけ残っているけれども、これは本当に旧飯岡町の排水の雨水の処理だけであるのかどうかということなんです。

これについては1回、去年だか私は調べたことがあって、よく分からなかったんです。調べていたところが、ずっと東のほうまでちょうど調べているときに、大きな車がいっぱい集まって排水管の泥を処理しているところにぶつかって、すごい地域をこの排水処理場は受け持っているんだなと思いましたけれども、この実態については、衛生関係担当のところでもってどういうふうに考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後に150ページ、まだありますけれども、150ページ、衛生費のところに合併処理浄化槽設置促進事業2,678万2,000円、これは合併処理浄化槽の補助をしてつけてもらおうということなんですけれども、合併処理浄化槽は年に1回ちゃんと汚泥抜きをして、きれいな水になるようにしなければいけない、そういう義務があります。この清掃が年1回必ずやられているかどうか、どこか市のセクションでもって点検していますか。それがないと、結局、汚染水が仁玉川やその他の川に流れていきます。

今、旭市では、今回の議会に報告がありましたけれども、下水道事業を1,010ヘクタールから230ヘクタールに縮小しようとしています。これは令和6年がその一定の検討のめどだということでもって始めたわけです。こうすると、今の公共下水道のところだけに限っても延長しないということになるわけです。年間4億円の一般財源からの負担を下水道にしています。そうすると、この間本会議でも聞きましたけれども、1年間で旭市が市民から頂く都市計画税は2億6,000万円止まりです。それに4億円下水道に出していれば、下水道のために税金を払っているというような感覚になってしまうわけです。

道路の拡幅、いわゆる都市街路がどの程度かといったらば60%しか出来上がっていないわけです。そういうことを考えると、合併処理浄化槽にさせていただく事業1本に絞っていくと

いう考え方がいいかどうかというのが議論されるので、ちゃんと合併処理浄化槽を毎年きれいな水が出るようにしているかどうか、それだけ聞きたいと思います。

次に、義務教育関係はかなり伊場委員が質疑してくれたので、私はその他の教育関係でいきますけれども、255 ページ、市民会館のところですけども、市民会館管理費 1,926 万 4,000 円というふうになっております。市民会館については、私は一般質問でもって、市民会館がああいう形でもって改修されたのはよかったけれども、住民が会合に使える場所は1階の三つの部屋しかない。小さな部屋が二つ、大きい部屋が一つ。ところが、2階にいっぱい空き部屋があるのに使えない。なぜか。それは、改修のときに防火関係で、できなくなった。では、できるようにしたらいいじゃないかと言っているんですけども、そういう計画は市では考えませんか。そのことを一つ聞きたかったんです。

2 番目が 257 ページの図書館関係です。図書館は3人プラス1ということで都合4人で、今、県立東部図書館の中にいます。私はいつも言うんですけども、図書購入費が800 万円から今年は690 万円になっている。800 万円というと、中学校などのトータルとか、義務教育の関係の図書費とほぼ同じぐらいです。それでもって本当に図書館と言えるんですか。いろいろな本も紹介してくれているし、いい本を選んでくれていると思いますけれども、そういうような扱いで、将来あの大きい建物を県から譲られる。そういう基礎がつくれますか。こういうことをぜひ聞いてみたいと思っていました。

次に、274 ページです。スポーツ施設管理運営費 1 億 4,000 万円強です。そのうちの1億 3,200 万円は、社会体育施設全部を民間業者にぶん投げましたよね。私、ぶん投げましたというのは語弊があるかもしれないけれども、悪い言葉ですけども。ところが、指定管理者になったところが、協定は去年いろいろ調べたのをお話ししましたけれども、もうかったらば市に出しなさいよと。お金をよこしなさいというようなことも書いてありましたが、令和5年度はどういうような結果になりそうですか。初年度です。

それで、このことを聞きたいんですけども、体育館なんかが特に評判が悪いんです。寒いから暖房にしてくれと言うと、できません。市からそんなことを言われていないみたいなことを言った。それから、暑いから冷房を入れてくれと言うと、できません。つまり、中で利用する人たちがいろいろなことを言っても、指定管理者から来ている方は権限がないものだから、答えてくれないんですよ。私は、社会体育施設は指定管理者なんかにするべきではないという反対討論をしました。これはそれなりの理念があってやったんですけども、しかし、通っている方たちにこんな不満が出るような指定管理者だったら、やめてください。こ

のことについて担当の方々、担当者のご意見を聞きたいと思います。

それから、給食の問題です。給食の問題を最後に聞こうと思ったんですけども、給食の問題について今回市長から提案がされて、18%食費が上がるから半分だということになっているんですけども、こういう中途半端な給食の仕方というのは全国にあるんですか。私が聞いても、どこに聞いてもないです。

これは一つの考え方で、12月に私が市長と議論したときに自分の議会だよりも書きましてたけれども、市長の考えている給食、全国一律でやるのはと言ったならば、その後、議事録が来て見てみたら、だんだんとやっていきたいと。これはだんだんの第一歩だと思うんです。そういうことで、こういうやり方はどこでどういうふうに決まったのか、簡単でいいですから教えてください。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課で所管します部分としましては、予算書 107 ページ、タブレット 109 ページになりますが、後期高齢者短期人間ドックの対象者数ということでございます。今回、受験者数につきましては、令和5年度から 47 人増やしまして 275 人とさせていただきます。

なお、助成額につきましては、上限額 3 万円で検査費用の 70%以内ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私のほうからは、飯岡福祉センター運営事業のほうでございますけれども、こちらの工事請負費のほうが今回全額増えてございます。

そちらのほうの工事の場所でございますけれども、トップライトの雨漏りの修繕、それと老朽化した空調の更新工事がございます。工事請負費の増は 950 万 9,000 円が全額皆増ということで、全額増えてございます。

（発言する人あり）

○社会福祉課長（向後利胤） 指定管理のほうは社会福祉協議会になります。

（「社会福祉協議会ですね」の声あり）

○社会福祉課長（向後利胤） はい。

続きまして、地域福祉基金でございますが、地域福祉基金の積立金 1,000 円でございますけれども、こちらにつきましては、積立金の科目設定ではなくて、利子の分が 917 円ということでございますので、その分を予算措置したものになります。

(「利子」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) はい、利子になります。

(「福祉基金そのものはどうなっている」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) 定期預金の利子の、令和 6 年 3 月末現在の金額ですけれども、こちらのほうが 3,162 万 2,760 円ということです。そちらのほうに 0.003%を掛けて、こちらが 365 日分の 353 日で掛けて、金額のほうが 917 円ということで出てございます。

続きまして、福祉タクシー利用助成事業の 814 万 7,000 円のほうでございますけれども、こちらのほうは福祉の車両の貸付け等は特に、委員、別のものと申しますか、福祉車両の貸付けに替わってという形ではないですけれども、もともと福祉タクシー……

(「タクシー券をかなり増やしたでしょう。あれとは関係ないの」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) こっちは障害者に対しましての……

(「こちらはね。はいはい」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) はい。ということになります。

(「あれとは別なのね」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) はい。

それと、もう一つ、予算書 106 ページのシルバー人材センターの関係でございます。シルバー人材センター助成事業ということで、こちらは 690 万円予算を取ってございます。委員にご質疑いただいたインボイスの対応でございますが、インボイスに伴いまして、実はシルバーのほうで令和 5 年 4 月 1 日より既に、既にと申しますか、今年度 4 月から対応しています。会員自体は実際、本来的には個人事業主になります。ただ、本来、会員のほうが消費税を納めるところでありますけれども、そうなりますと負担が個人にのっかってしまいますので、その分をシルバーの諸経費のほうで事務費を 10%から 12%に上げるという対応を既にもういたしております……

(「12%にね」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) はい。それぞれの会員からではなく、シルバーが会員分の消費税を納めるということで、その対応はしております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 予算書の 108 ページの地域包括支援センター運営事業ということですが、まず地域包括支援センターの運営の状況ということでお話がありましたので、説明させていただきます。

センターは、介護、福祉、保健、医療などの様々な面で支援を行うための総合相談窓口であります。本市では、地域包括支援センターの担当地域を旭市内で 3 分割に分けております。令和 3 年度から全地域に中央地区、東部地区、北部地区と地域の三つで委託型のセンターを配置しております。そのほかに、高齢者福祉課内にその委託型包括の後方支援なり相談を取りまとめる基幹型包括支援センター……

（「それも庁内に置いているわけね」の声あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） はい。高齢者福祉課内にあって、今 4 か所あるような形になります。

運営の活動状況ということですが、直近の 1 年間で見ますと、令和 5 年度分の 4 月から直近までですが、委託型の包括のほうでは約 1 万 200 件の取扱い、訪問、面接、電話相談、あとは関係機関との連携、連絡などを含めて 1 万件を超える件数をこなしております。高齢者福祉課内にある直営型の基幹分は 1,200 件ほどのそういった件数を取り扱っております。

今、ご質疑のあった一般会計のほうのセンターの運営事業の 171 万 9,000 円につきましては、これは高齢者福祉課内にある基幹型の包括支援センターで、包括支援センター向けのシステム、電算機の保守委託料とか賃借料の予算になります。委託型の包括の委託料については、特別会計のほうで別途、計上しておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

（「一般会計では市の部分だけか」の声あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） はい、そうです。システム。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課からは、113 ページの説明欄 7 認定こども園等施設型給付事業についてお答えいたします。

認定こども園は、ご存じだと思うんですが、教育・保育両方使える施設ということで、1 号認定の幼稚園の部分、2 号、3 号の、2 号が 3 歳以上の保育に欠けるというところで保育、3 号が保育に欠けるということで未満児も入所している園でございまして、この内容につき

ましては、市内の3園、また管外保育の委託分といたしまして、各園の定員や児童の年齢、あと児童数に応じまして国から定められている基準額がございまして、それに基づきまして給付金を支出しているものです。また、これは人件費であったりとか、園の運営に係るものとなっております。

また、給付に際しましては、認定こども園は保育料を認定こども園で徴収しております。その関係で、保育料分を差し引いたものを給付しているものでございます。

以上です。

○委員長（島田 恒） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（飯島正寛） それでは、健康づくり課のほうからは予算書の137ページの関係、衛生費の関係で、看護学生入学支度金貸付事業と中央病院の負担金ということで、こちらはほかの課の所管ではございますけれども、衛生費ということで健康づくり課のほうから回答させていただきます。

初めに、看護学生入学支度金貸付事業でございますが、こちらは市の事業でございまして、貸付けとして1件につき40万円を看護学生の方々に貸付けをするものでございます。

それと、10番の旭中央病院負担金につきましては、普通交付税、特別交付税ともに病院分として算定されたものを負担金として病院へ繰り出ししているものでございます。

私のほうからは以上でございます。

（「算出の根拠を簡単に言えますか。言えないですか」の声あり）

○健康づくり課長（飯島正寛） すみません。ちょっと今すぐには回答、申し訳ありません。

（「財政課に後で聞くから、いい」の声あり）

○健康づくり課長（飯島正寛） はい。

○委員長（島田 恒） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） では、私のほうからは順番に、152ページ、生活排水処理施設管理費に関してのご質疑で、本当に旧飯岡町の雨水処理だけかのご質疑だったと思います。

ここで区域の説明をいたしますと、あの施設は萩園生活排水処理施設と申しまして、西はいいおか潮騒ホテルから、東はいいおかみなと公園の手前のほうまでの……

（「ちょっと手前までだね」の声あり）

○環境課長（高根浩司） はい。手前までの飯岡の市街地、そこが該当エリアとなっております。

あと今後のことでどう考えているかということだと思います。

今、問題となっていますのが、施設自体が大変古いため、老朽化が問題となっております。

そのため、この予算書にも載っておりますけれども、いろいろと維持補修等、汚泥の引き抜きなどもそうなんですけれども、そういった施設の管理とか維持補修のほうをしております。これに伴って、将来的に施設の更新をどうするかということになると思いますが、飯岡地区も合併処理浄化槽の補助金の対象地区でありまして、まして今、新築住宅は全て合併処理浄化槽が義務づけられておりますので、この萩園生活排水処理施設自体の更新をどうするかということが今後の課題ではないかというふうに考えております。

あと、また戻りますが、150 ページの合併処理浄化槽設置促進事業に関してです。

これは市のどこかのセクションでチェックしているかということですが、大変申し訳ございません。浄化槽のほうの維持管理といいますと、県の所管となります。この辺ですと海匠地域振興事務所のほうで管理をしております。うちのほうでは東総衛生組合からの依頼で、浄化槽の維持管理の周知、汚泥の引き抜き等のチラシを広報とかに載せてはいるんですが、基本的に、この合併処理浄化槽設置促進事業ですけれども、市のほうは補助金の交付をしております。

先ほどチェックの関係で、きれいな水が出ているかということのご質疑もあったと思います。年1回の汚泥の引き抜きの義務や、あと浄化装置自体の法定点検がありますので、問題なく浄化されていると考えております。あと、県のほうからは、浄化槽の清掃をしていない世帯のほうへ督促状のほうを送付しているというふうにも聞いております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 私のほうからは市民会館管理費の関係で、部屋が1階の3部屋しか使えないということで、2階の部分……

（発言する人あり）

○生涯学習課長（伊藤弘行） 予算書の255 ページです。市民会館管理費になりますけれども、その関係で、1階部分が3部屋しか使えなくて市民にご迷惑をかけているという部分もあります。そういった関係で、2階部分の改修は考えられるのかということについてお答えをさせていただきます。

市民会館改修は令和3年に行いました。そのときに建築確認申請をしたわけでございますけれども、建築確認上の問題で、実際には階段の部分、それから廊下の幅の部分と建物強度の部分、そういったものを指摘されております。実際にあの建物の2階部分を改修するとなりますと難しい状況にございましたので、階段を大幅に改修するとか、建物自体の強度の部分

もございますので、なかなか2階部分を一般に貸し出すというのは難しい状況でございます。

それから、図書購入費、令和5年度は800万円で、令和6年度は……

(発言する人あり)

○生涯学習課長（伊藤弘行） 258 ページです。図書購入費が800万円から690万円になっているという状況で、このままで移行できるのかというご質疑でありました。

図書購入費ですが、令和5年度は団体貸付け用の図書を510冊ほど購入するために100万円プラスしている状況でございます。図書館の収容冊数なんですけれども、東部図書館の開架スペースは7万冊でございます。そのほかの部分で書庫として使っているところが、海上庁舎の3階部分で1万3,000冊、海上公民館で8,000冊、いいおかユートピアセンターで4,000冊、干潟公民館で6,000冊ということで、令和5年3月31日現在の蔵書冊数が9万9,157冊でございます。先ほど言いました収容冊数の合計が10万1,000冊ということでございまして、現在置ける図書がいっぱい状況でございます。

東部図書館は40万冊置ける状況でございますが、これも利用できない状況にありまして、現在収容している冊数いっぱいの状況でございまして、来年度、図書を買換えて入替えをしているんですけれども、その部分もありまして、もともと令和4年度前までは700万円で行っていましたので、少し金額は下げてありますけれども、同じような金額で計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 体育振興課からは、274 ページのスポーツ施設管理運営費の中の指定管理について現在の状況はどうか、それから寒い、暑い場合のエアコンの苦情ということでした。

まず、指定管理なんですけれども、令和5年度から開始しております。指定管理者としては、まず総合体育館には様々な施設を導入しております。館内サインを全て刷新したり、それからボルダリングウォールといって、壁を登る器具であったり、キッズスペースを設置したり、それから利用者向けに券売機、それから、いち早くキャッシュレス、クレジットカード払いやPay Pay等の利用もできるようになっております。さらに、トレーニングマシンの増設等を行っております。そして、トレーニングルームでは、これは民間の発想なんですけれども、10回の利用券を購入したら1回分サービス、11回使えるというようなサービスも開始しております。

さらに、休館日が、市の運営の場合は毎週月曜日の休館であったものを第2・第4月曜日、半分に休館日を減らしているというようなサービスを行っております。さらに、市に新しく住所を持ってきた方にはウエルカムチケットといって、住所を持ってきた方に施設の利用券を1回分差し上げる。それから、マタニティチケットといいまして、妊娠された方に対して施設の利用券を1回分差し上げるというようなサービスを行っております。

今年度の利用状況なんですけれども、1月分までの利用者の人数は把握しております。令和4年度、市の運営の場合は昨年1月末現在で8万8,522人という結果だったんですけれども、指定管理者になってからは11万9,025人ということで、3万503人利用者が増えている状況でございます。

多かった場合は市に還元というお話もございました。ただ、現在、今年度については指定管理者がまず全部引き継いで始まったばかりである。それから、コロナの影響も、令和5年度、特に上半期はコロナの影響がまだ続いておりました。続いてインフルの状況であったりと。今年度はコロナの回復が始まっているという状況でありますので、当初の予定した計画人数等には及ばないというふうに見込んでおります。

それから、寒い、暑い場合というような苦情も聞いているということでございました。この辺の運営は、市の運営のときをそのまま引き継いでいただいております。

暑い場合は熱中症予防運動指針という、これは日本スポーツ協会であるんですけれども、そういった指針に基づいて、温度とか、あと湿度もあるんですけれども、そういった場合、超えた場合、熱中症にならないようにということで、ただいきなり冷房を入れるとかではなく、施設の管理費、電気代も非常に高騰しておりますので、その辺は気をつけていただきながら、その日の状況に応じて運用をしていただいております。ただ、今年は非常に、もう5月頃から猛暑が始まったということで、ちょっと例年と状況が違う状況であったということがあります。

それから、寒い場合、今度は暖房を入れてくれないということでした。暖房については、気温が寒く感じた場合は、利用の開始30分ぐらいは入れて、スポーツをしに来ている方なので体も温まってきますので、前半の30分ぐらい暖房を入れて、その後は切るような形、これは市のときと同じ利用状況でさせてもらっています。ただ、種目によっては、空手の人についてははだしでやっておりますので、そちらは暖房を入れっ放しでというような運用も続けております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 給食費の関係です。予算書でいいますと 19 ページの給食費負担金になります。

給食費 18%を上げて半分免除というのは中途半端で、ほかの団体ではやっているのかというご質疑でございますが、令和 5 年度、千葉県内の市町村で第 2 子を半額にしているという団体がございます。それと、あとは第 1 子、第 2 子 30%減免するという団体もございました。

それで、この給食費検討の段階ですが、物価高騰が続く中で給食費を改定する動きがほかの市町村でも多くあります。その内容は、だいたい物価高騰分を給食費に上乗せするけれども、その上昇分は市が負担すると。保護者の負担は変わらない、そういった形の団体が多くございます。ただ、旭市では、物価高騰分を市が負担する、それは当然としまして、さらにもっと保護者負担を軽減できないか検討してまいりまして、第 1 子、第 2 子全員を公平的に半分にするという結論になったものでございます。旭市では、これまでも段階的に、市長が何度も申しているように、段階的に給食費無償化を拡充しております。これからも拡充に向けて検討を重ねてまいります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 議案の審査は途中でありますけれども、午後 2 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 0 分

再開 午後 2 時 10 分

○委員長（島田 恒） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松木委員の質疑を行います。

松木委員。

○委員（松木源太郎） どうもいろいろご回答ありがとうございます。

再質疑というほどではないんですけども、少し議論してみたいところがあるので、執行部でもってお考えいただきたいんですけども、分からなかったのは、まず 97 ページの地域福祉基金、これはもともと何に使っていたんですか。ほとんど使っていないような感じですけども、そういう基金で、基金の残高は少しあるようですけども、そこのところを教えて

いただいて、基金そのものをどういうふうに活用するかについては、今どんな検討をしているんですか。これを2回目のご回答でお願いしたいと思います。

それから、ほかのところはだいたい分かってきましたけれども、衛生費のほうで二つあります。

一つは、飯岡のあそこです。生活排水処理施設というんですか、あれね。私が大変疑問に思っているのは、海が汚れないようにするというのも一つでしょうけれども、海水浴場をやっている、そこでもって、そこに流出してはいけない生活雑排水があるからということだったんですけれども、今はもう海水浴場が開設できない状態になっているわけですね。それなのに、今でもその排水処理施設を年間1,000万円のお金をかけて使っている。

ところで、あの近くにはいいおかユートピアセンターもあるし、いいおか潮騒ホテルもあるし、それから飲食店などもあるし、そういうところはきちんと処理装置があって、それでもって排水の処理をきちんとしているということでもいいんですか。ちょっと私は疑念があるんです。大きい工場もあります。ですから、そこがきちんと、あそこから東に、港に行くまでの間、県道に太い管が入って、そこを年に1回汚泥抜きをやっているんです。何日かかけてやっています。そういうようなことを見ていると、だいぶ汚泥がたまるらしいんですけれども、普通の処理された水であれば、そんなに私はたまることはないと思うんです。ですから、このところはセクションの方々がどういうふうに捉えているか、考え方をお聞きしたいと思います。

それから、合併処理浄化槽の問題については、何か市はいろいろな、掃除の状態を調べるのは県ですとか、いろいろなことを言っているけれども、市が率先して年1回汚泥抜きする。そうしないところは使ってもらっては困るというようなことまで言わなければ駄目ですよ。だから、公共下水道のところでもまだ3割近くの方が合併処理浄化槽で、公共下水道につながっていないんですよ。そういう状態にしておいて、公共下水道区域を今度縮めますと、1,010ヘクタールを230ヘクタールにします。こういうことを皆の意見を聞いて決めます。これは全く逆転した発想なんですけれども、市が公共下水道をどうするかというのは簡単には決められないと思うんですよ。今度、人口減少時代ですから、将来的に人口が倍になるとかということは考えられませんが、しかし、要望によっては、過去に、例えば中央小学校の南側は不動産開発業者の要望によって下水道地域を広げましたよね。それはどうして広がったか私は分かりませんが、そういうようなことが行われていたのが、もう今後数十年にわたっては、今の1,010ヘクタールを230ヘクタールにしまえば、これでもって都市計画税

などの問題が解決するとか、いろいろなことを考えているかもしれませんが、そのところは十分に検討して、来年までに検討していただきたいと私は思っています。

それから、図書館の問題ですけれども、申し訳ないけれども、県が中央図書館の建て直しを計画して、今始まろうとしておりますけれども、松戸市にある西部図書館と旭市の東部図書館はセットですから、セットで、松戸市のほうは西部図書館を閉館してもらっては困るということをやっているといます。旭市はできればただでもらいたいということを言っているらしいです。そういうようなところで本当に市民のためになる図書館がつかれるかと言ったならば、つくれないです。これは私は2年前から言っていますけれども、そういう中で、どういうふうにしたら今の図書館をもっと市立図書館らしく、東部図書館、県立図書館と併合しながらできるかということを十分検討していただきたいと思います。

それから、もう一つは、丸1年たとうとしている指定管理者の制度、地元の利用者からはいろいろと苦情の話を聞きますけれども、業者は、私はここに業者が令和5年度の初めにつくった説明書を今持ってきていますけれども、いいことを言っていて、利用者数も膨らんでいると言っていますが、本当にそうかいなというふうに考えています。これについては、もう少し様子を見ながらいきたいと思いますので、答弁はいりません。

ですから、今の幾つかのところに答弁いただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 公共下水道事業については、本委員会では意見ということでよろしいでしょうか。ご意見ということで。

それでは、松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、予算書 97 ページの地域福祉基金のほうでございますが、再質疑で、もともと何に使っていたかというところをご質疑いただきました。

委員、この地域福祉基金でございますが、もともとにつきましては、合併前では車椅子等の購入等に充てていたようです。大変申し訳ございません。最近では特に何か買ったりですとか、建物修繕に使ったりとか、そういったものは全く動きがないような格好です。この基金自体はどうも平成元年の普通交付税で導入されたというところで、随分歴史は古いんですけれども、社会福祉に対する篤志寄附金を積み立てる目的により基金が設置されたというところなんです。近年ですと本当に、令和に入ってから3,160万円ほどずっと推移しておりまして、利子の積立て分のみをここで予算計上しているような格好でございます。正直なところで申し上げますと、これについては、これを具体的な計画でどのように使うかというのは、今の

ところは決まった計画等はありません。

以上です。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。答弁のほう、152 ページ。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） すみません。生活排水処理施設に関してです。

まず、近隣の例えばいいおかユートピアセンターとか食堂とか、そういったところに処理装置、要はちゃんとした合併処理浄化槽がついているのかどうかということですが、いいおかユートピアセンター等の施設については当然ついておりますが、その他個々の状況というのは、こちらではちょっと分かりかねます。

また、今後生活排水処理施設についてどうするかということについては、また内部での協議ということになると思います。海水浴場は実際現在開設はしておりませんが、まだ処理排水が、側溝を伝っての生活雑排水がまだ流れ込んでおりますので、それについての処置ということは、施設がまだ維持管理でもっていますので、今後対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 東部図書館の移譲についてということで、ご質疑でありました。

東部図書館の移譲については、県立図書館が令和 11 年の完成予定でございますので、今後移譲について細かな打合せを重ねていくことになりますので、十分に検討しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑。答弁漏れ、いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 排水処理施設については、ぜひこの一、二年のうちに方向を出してもらいたいと思うんです。というのは、旭市のまちの中にも一つあるんです。ご存じだと思うんですけども、上下水道課でもって一応管理している形になっている旧旭市の中心部に、公共下水道ができるまで町なかの水をきれいにするためということで、ご存じですよ。仁玉川のわきにある、あれはもう全く使われておりません。ああいうものをほっぽりては駄目だと思うんです。

ですから、飯岡の施設も旭の施設も必要がなくなっているのだったら取り壊す、能力を生かしたいのだったらば、それなりの方法をしなければ水質が保てない。こういうことなので、そこら辺のところは環境課が該当なのか、施設を管理しているところが該当するのか分かりませんが、そういう方向でぜひ早めに推し進めていただきたいと思います。

それだけです。

○委員長（島田 恒） 答弁はよろしいですか。

○委員（松木源太郎） はい。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑ありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤春美） タブレット 106 ページの民生費の 3 番、老人保護扶助費なんですけれども、自宅での生活が難しい方への措置入所の件なんです、これは市内だけで対応しているのか、それとも広域で施設を対応しているのか教えていただきたいというのと、もう一つがタブレット 98 ページの生活困窮者自立支援事業の住居確保給付金なんですけれども、何人ぐらいを見込んでいるのか、令和 4 年度はどのくらいの方がいらっしゃったのかお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） タブレットの 106 ページ、老人保護扶助費の 4,351 万 3,000 円の内容ということでお答えします。

本事業は、伊藤委員がおっしゃいましたように、経済的な理由や環境上の理由により自宅で生活が困難な低所得者の高齢者を養護老人ホームに措置し、生活を支援するものであります。扶助費のこの 4,351 万 3,000 円は、養護老人ホームに措置した方に係る措置費となります。今回の令和 6 年度の予算の内容ですけれども、予算を計上したときには 16 名の措置者の方がいらっしゃいましたが、新規の方 3 名を見込んで 19 名、措置延べ月数で 228 か月分ということで見込んでおります。

現在措置している方々の施設の状況を申し上げておきます。直近の令和 6 年 2 月現在、4 施設に 14 名の方が入られて措置をしております。その 4 施設は、まずお隣の匝瑳市の瑞穂園、横芝光町の光楽園、あと坂田苑、四街道市の四街道老人ホームの 4 施設となります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 予算書のほう 96 ページ、タブレット 98 ページで、こちらの住居

確保給付金 138 万円でございますが、こちらは単価 4 万 6,000 円で計算しまして、この予算の見込みは、令和 6 年度は 30 件見込んでございます。令和 4 年度でございますが、実績としましては 14 件給付のほうをしておりました。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 3 号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 議案第 3 号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 3 号について質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 国保事業についてですけれども、この国保事業の被保険者の推移を教えてくださいたいんですけれども、被保険者の推移がかなり最近減っているのではないかと思います。

国保事業と、それから今この地域でも実は農家でも会社形式を取っている方には厚生年金に入ることがかなり強制されていて、入らないと、いろいろなペナルティーをかけられてきているというようなことがあって、それは別の次元の問題ですけれども、人口減少でもってかなり減ってきて、財政的に苦しくなっていくのではないかと考えて、その推移を若干教えていただければありがたいと思っています。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 今、ご質疑としましては、国保の被保険者数の推移ということでご質疑いただきました。

それでは、過去ちょっと古いデータでございますが、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間でご説明させていただきたいと思います。まず、平成 30 年につきましては被保険者数が年度平均で 2 万 874 人、令和元年度につきましては 1 万 9,982 人、令和 2 年度につきましては 1 万 9,380 人、令和 3 年度につきましては 1 万 8,848 人、令和 4 年度につきましては 1 万

8,028 人となっております。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） こういう傾向にあると、幾らいろいろ形でもって国保事業をやっても、国の政策もありますから、保険料を上げていくということになるんですけども、現在どういう方向に向いているか、簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。保険料を上げなければ今後続けていけないということになるのか、それとも国はそういう面を面倒見ながらやっていくということになるのか、簡単でいいですから、お聞かせください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 現在向かっていきます保険料、保険税の方向性ということでございます。

こちらにつきましては、議案質疑でもお話しさせていただいたんですが、今後、県のほうにつきましては、保険料の水準を統一化する方向で進んでございます。実際、令和6年度については影響はないんですが、令和7年度からは、現在、県のほうに上納します納付金につきましては、医療費が1人当たり、低い市町村については減額措置されているんですが、これがだんだんに算定の中で減っていくという方向でございます。実際これから保険料をどうするかという話になってきますと、今のところ推移のほうはまだ、人口減少は当然あるんですけども、見えていない状況ですので、今後検討していかなければいけないのかなとは考えております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 全国的にも統一した都道府県があると聞いているんですけども、何か所ぐらいあって、どういう方向を向いていますか。私もちょっと千葉県が統一しようとしていろいろなことをやっているのは聞いているんですけども、青森だったかどこか、そっこのほうでありましたね。ちょっと教えてください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 先進的に、先進的というか、もう既に県単位での保険料等の統一をやっているところについては、細かい件数はこちらの手元にはないんですが、確かに今お話

にあったように青森、北海道、あと関西圏のほうでもあると聞いていますが、近県では基本的にはないということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について補足説明がありましたらお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 議案第4号につきましても、本会議でご説明を申し上げたとおりでございます。これに加えての補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。
松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第4号、後期高齢者医療特別会計ですけれども、今、県で連合をつくってやっておりますけれども、この県の連合というのは当然ほとんど各自治体から議員を1人ずつ出して、千葉県統一でもってやられているんですけれども、この負担というのは、ほかの国保やその他からも応援があつてやられているんですけれども、すごく保険者が増えつつある。こういう中で、私もその一人なんですけれども、保険料は天引きでもって取られてしまう。かかるときにはいろいろな問題も今あるんですけれども、実際に千葉県のこの地域ではどのような保険者の増え方ですか。かなり増えているんですか。簡単でいいですから、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、後期高齢者の被保険者の推移ということで、またお話しいただきましたので、人数等でお話しさせていただきますが、こちら古いデータではございますが、平成30年度から令和4年度までの推移ということでご説明させていただきたいと思います。

まず、平成30年度が被保険者数9,538人でございます。続いて、令和元年度につきましては9,598人でございます。続いて令和2年度9,461人、令和3年度は9,755人、最後、令和4年度になりますが、1万129人となっております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 負担割合が今1割というのはないんでしょう。2割だかなんでしょう。ちょっと教えてもらいたいんですけども、負担割合が増えて、それで人口は高齢者が増えて、あと何年かしたら戦後のベビーブームの方々が私らの年代に達してくる、75歳に達してくるんですけども、そういう中で、今どういう方向ですか。保険料はかなり上がる傾向ですか。保険組合のほうの今の傾向を教えてください。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。
保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、今回令和6年度につきましては、2年に1度の保険料率の改定ということがございますので、それについてご回答させていただきたいと思います。
令和4年、令和5年度につきましては、均等割額が4万3,400円で行っていました。今回、令和6年度からは400円増額になりまして、4万3,800円となっております。続いて所得割でございますが、令和5年度までは8.39%で行っていました。今回、令和6年度からにつきましては、0.72ポイント増えまして9.11%となっております。

補足でございますが、試算としましては、令和4年、令和5年につきましては、1人当たりの年間保険料は7万9,775円とさせていただいておりましたが、今回、保険料率の改定によりまして1人当たりの平均保険料率につきましては8万3,927円となっております。

以上でございます。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第5号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。
松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、介護保険についてはいろいろな問題が出ていまして、旭市の状態を聞きたいんですけども、施設者が、介護保険をやっている事業者がかなり赤字になるんだという傾向が出てきて、それでもって介護事業を、小さいところはやめざるを得なくなるのではないかなというようなことで、介護保険そのものをどうするかということに今直面してい

るというふうに言われているんですけども、旭市におけるこの実態というのはどうですか。支払う料金が変わらなくても、実際には費用がすごくかかる。例えば介護の認定の仕方だとか、そういうようなところも変わってきているので、そのところをちょっと教えていただきたいと思うんです。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 本市の介護保険の実態ということでございます。

今、松木委員がおっしゃいました事業者が赤字になっているという声は、本市では特に伺ってはいないかなと。ただ、通所介護事業所とか、そういったところが、民間の事業なんですけれども、徐々に増えているというのは確認はしております。本市でも、さきほど言われましたように年少人口と生産年齢人口が減少していきますので、これから 65 歳以上の人口は増えると思います。年齢階層別で見ると 75 歳以上、後期高齢者の方が令和 3 年以降増えていて、高齢者全体の約半分となっております。そんな状況で、75 歳以上の方については、高齢の方については要介護認定の割合、要介護度とかも今後低くなることはあまり考えられません。高くなることが想定されますので、介護給付費のほうは徐々に増えていくのかなという形があります。

介護認定の話がありましたけれども、本市でも介護認定審査会ということで 25 名の委員で 5 班体制で週 2 回ペースでそれぞれやっているんですけども、5 班が 2 回体制でやっているんですけども、昔よりは認定の件数は増えているのかなと。ただ、コロナになってから、認定の期間というのは、コロナで、状態が変わらない場合は延長してもいいという形になっていますので、ここ数年は多少低めになっているんですけども、平行になっているんですけども、これから先ほど私も言ったように 75 歳以上の方が増えていくということになれば、認定率もしばらくは上がっていくのかなと考えています。

いずれ、もう少し先にいくと高齢者の方も人口が減っていくだろうというのも、遠い将来ですけれども、考えられますので、どちらにしても、高齢の方に関しては医療と介護、医療がだんだん介護より重くなりますので、その連携を取った事業、支援が必要と。一方で、高齢の方が地域の人と関係を持って、自分の役割を持って生き生きと生活できるような介護予防、そういった取り組みも一方ではやって介護認定にならないように、そういう形の取り組みをしていく予定で今取り組んでおります。

以上です。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 後ほど議案についてのことについて一つ一つ議案が出てくるんですけども、今回、介護認定に関する文章の改定がかなりありますね。議案に出てきていますよね。あれは全体としてどういうことを目指しているんですか。言っていることが分かりますか。簡単に教えていただきたいと思っているんですけども。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

全体像が分かるような形の回答をお願いします。

○委員（松木源太郎） そんなに難しくなくて、概略でいいからね。この文章の意味が本当に分からないんですよ。教えてください。議案第 17 号から始まるでしょう。この文章を変えて何を変えるんですか。

○委員長（島田 恒） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 条例改正の、今後出てくる話だと思うんですけども、今度第 9 期の計画で新たに介護保険法が改正になります。その関係で、大きな趣旨としては、良質なサービスを確保しつつ、介護サービスの提供者の業務を効率化し負担を減らすという、介護事業者のほうの処遇改善も含めての改定というような形になっています。

ただ、それには良質なサービスを確保しつつという大前提がありますので、そういった中で改定という形になります。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 質疑がないようですので、議案第 5 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第 9 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算（第 8 号）の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の 16 ページ、タブレットのほうは 18 ページのほうをお願いいたします。上段でございます。

3 款民生費、4 項 2 目扶助費、説明欄 1 の生活保護扶助費についてご説明します。

予算額 7,919 万 1,000 円は 19 の扶助費で、医療扶助費となります。この医療扶助費は生活保護扶助費の中の一つで、被保護者が医療機関にかかった場合の費用となります。今回の補

正ですが、高齢や傷病などの理由による被保護者の増加に加え、長期入院や高額な治療を要する被保護者が増えていることなどから扶助費の不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

この事業に伴う歳入ですが、9ページ、タブレットは11ページをお願いします。中段になります。

14款国庫支出金、1項1目4節生活保護費国庫負担金、説明欄1の生活保護費負担金5,939万3,000円ですが、国の負担金で負担率は4分の3を見込んでおります。

以上で議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第10号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしいでしょうか。特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について補足説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第16号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 17 号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 17 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） よろしいですか。特にないようですので、議案第 17 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 18 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 18 号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 18 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 19 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 19 号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 19 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 19 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 20 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 20 号につきましては、本会議でご説明したとおりですので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 20 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 20 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 21 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

高齡者福祉課長。

○高齡者福祉課長（椎名 隆） 議案第 21 号につきましては、本会議でご説明したとおりです

ので、本委員会での説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） それでは、議案第 21 号について質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 21 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 30 号について補足説明がありましたらお願いします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第 30 号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和 5 年度旭市一般会計補正予算（第 7 号）になります。

初めに、歳入からご説明します。

タブレットでは 11 ページ、補正予算書では 7 ページをお願いします。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費国庫補助金、説明欄 1 の物価高騰対応重点支援地方創生臨時
交付金 2 億 1,100 万円は、この後説明します物価高騰対応重点支援給付金給付事業に係るもの
で、補助率は 10 分の 10 です。

タブレットの 12 ページ、補正予算書は 8 ページをお願いします。

歳出になります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、説明欄 1 の物価高騰対応重点支援給付金給付事業 2 億 1,100
万円は、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえて国が実施する低所得者支援及び定
額減税を補足する給付を行う事業のうち、令和 5 年度の個人住民税均等割のみの課税がなさ
れる世帯に対し 1 世帯あたり 10 万円の給付金と住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に
おいて扶養されている 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円の給付金という二つの給付金の給付
を行うものです。

それでは、事業費の内訳について説明いたします。

総事業費 2 億 1,100 万円のうち、1 節の報酬から 14 節の工事請負費までが二つの給付事業
に係る事務費で、合わせて 500 万円となります。

主なものは右側の説明欄 1、こちらは報酬のパートタイム会計年度任用職員の報酬や 12 委
託料の今回の二つの給付金に係る電算システムの改修業務等に係る委託料となります。

次に、説明欄の 19 扶助費の 2 億 600 万円は、今回二つの給付金の合計額になります。

初めに、物価高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分）の 1 億 6,500 万円ですが、
こちらは令和 5 年度の住民税が均等割のみ課税の世帯に対し 1 世帯当たり 10 万円を給付する
ものです。具体的には、令和 5 年 12 月 1 日を基準日として本市に住民登録のある世帯のうち、

世帯全員が令和５年度の住民税が均等割のみ課税である世帯もしくは世帯全員が令和５年度の住民税均等割のみ課税の方と住民税非課税の方で構成されている世帯が対象となります。対象世帯数は、国の算定式による推計値を参考として 1,650 世帯と見込み、1 世帯当たり 10 万円を乗じて算定しました。

次に、タブレットの 13 ページ、補正予算書では 9 ページをお願いします。

物価高騰対応重点支援給付金（子育て世帯加算分）4,100 万円について説明します。

こちらの給付は、国では「こども加算」と呼んでおりまして、令和５年 12 月 1 日を基準日として、既に給付を開始しております令和５年度住民税非課税世帯給付金、こちら 7 万円と、今回の均等割のみ課税世帯に対する給付金 10 万円の対象となる世帯のうち、18 歳以下の児童のいる子育て世帯に対し、子ども 1 人当たり 5 万円を給付するものです。対象人数については、こちらも国の算定式による推計値を参考として 820 人と見込み、1 人当たり 5 万円を乗じて算定いたしました。

最後に、支給に係るスケジュールについて説明します。

今回の二つの給付金は国から年度内に支給を開始するよう要請があったことから、2 月 2 日に補正予算を専決処分により対応させていただき、既に支給事務を進めております。

まず、均等割のみ課税世帯に対する給付金につきましては、2 月 26 日に対象と見込まれる世帯に対して市から確認書を郵送し、同日から受付を開始しています。第 1 回の支給は 3 月 15 日を予定していきまして、以降は 2 週間に 1 回程度のスパンで順次支給を行ってまいります。

次に、子育て世帯加算分、いわゆるこども加算のスケジュールについて説明いたします。

こども加算については、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付金の対象世帯が支給対象なため、あらかじめ口座情報を市で把握することができますので、対象世帯には支給通知のお知らせを送付し、口座の変更等がなければ、そのまま給付金を振り込むプッシュ式での支給を予定しています。現在はシステムの改修を進めておりますので、3 月中には支給案内のお知らせを対象の方に発送できる予定となっております。

以上で議案第 30 号の補足説明を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の説明は終わりました。

議案第 30 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、議案第 30 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（島田 恒） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号、令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号、令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、令和 5 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議案第 17 号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（島田 恒） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議案第 20 号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 21 号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議案第 30 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(島田 恒) 全員賛成。

よって、議案第 30 号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(島田 恒) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

会議は途中でございますけれども、午後 3 時 15 分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 3 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長(島田 恒) 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（島田 恒） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課からは報告事項、旭市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第四期特定健康診査等実施計画についてご報告申し上げます。

現在の旭市国民健康保険保健事業実施計画、データヘルスというものでございますが、平成27年度から平成29年度までを第1期、平成30年度から令和5年度までを第2期としまして、被保険者の健康や医療に関する情報を活用して、生活習慣病を中心とした疾病予防などの各種事業の実効性を高めてまいりました。

また、旭市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、平成20年度から平成24年度までを第1期、平成25年度から平成29年度までを第2期、平成30年度から令和5年度までを第3期として策定され、保健事業の中心となる特定健康診査及び特定保健指導をこの計画によって実施してまいりました。

なお、両計画は平成30年度から一体的に策定しており、本年度が最終年度となっております。

次期計画策定の現在の進捗状況でございますが、旭市国民健康保険運営協議会にてご審議をいただき、パブリックコメントを経て、最終調整を行っているところでございます。成果品につきましては、3月末の納品後、議員の皆様にお配りいたしたいと考えております。

以上、旭市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第四期特定健康診査等実施計画に関する報告を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

（「3月末までにくれるの」の声あり）

○保険年金課長（高野 久） ぎりぎりになってしまいますので、もしかすると4月以降になってしまうかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） その他報告事項といたしまして、旭市立日の出保育所・とみうら保育所の再編について子育て支援課からご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

1の趣旨であります。市では旭市立保育所再編計画に基づき、公立保育所の再編を進めて

います。2番目の再編となる日の出保育所ととみうら保育所の再編について、これまでの経過と今後の方針についてご説明させていただきます。

2は、これまでの経緯です。

平成28年から平成29年に旭市公立保育所在り方検討委員会を、令和3年に旭市立保育所再編計画策定懇談会をそれぞれ開催し、その協議・検討内容を踏まえて令和4年3月に旭市立保育所再編計画を策定いたしました。

今年度については、日の出保育所ととみうら保育所を利用する保護者に対して令和5年8月に説明会を、10月にはアンケートを実施しました。また、12月から令和6年1月にかけて、学識経験者や保護者・地区住民の代表から成る保育所再編整備検討会議を開催し、再編後の場所について意見をお聞きしました。

3は、令和5年10月に実施しました保護者アンケートの結果です。

回答数の表にありますとおり、対象者の合計74件のうち66件の回答があり、回答率は89.2%でした。

主な回答内容ですが、「公立保育所の統合は必要だと思いますか」という問いに対し、「やむを得ない」が43件で65.2%、「必要だと思う」が21件で31.8%、この二つを合わせると64件で97%になります。「必要ないと思う」と答えた方は2件で3%でした。

2ページをお願いします。

「日の出保育所ととみうら保育所を統合する場合、場所はどこが適当だと思いますか」という問いに対しては、「どちらでもよい」が33件で52.4%、「日の出保育所」が22件で34.9%、「とみうら保育所」が7件で11.1%、「その他」これは中間地点に新しく建設ということでしたが、こちらが1件で1.6%でした。

「日の出保育所ととみうら保育所を統合する場合、その時期はいつ頃が適当だと思いますか」という問いに対しては、「できるだけ早く（5年以内）」が38件で63.3%、「6年～10年以内」が21件で35%、「11年以降」が1件で1.7%でした。

その下の4は、保育所再編整備検討会議において委員から出た意見となります。

検討会議は、再編後の保育所の場所について学識経験者や保護者、地域の住民といった幅広い方々の意見をお聞きするための会議で、構成する委員は12名、令和5年12月と令和6年1月の計2回開催されました。

再編後の保育所の場所としてどこが適当かとの問いに対する各委員の意見として、「日の出保育所」とした委員は10人、「その他（どちらでもよい）」と回答した委員が1人、「その

他（中間地点に新たに建設）」とした委員が1人でした。

各委員の理由としましては、日の出保育所とした理由については、日の出保育所のほうが耐用年数が長いと補修・建て替えの費用や時間が抑えられる、保護者アンケートで多くの保護者が「どちらでもよい」、「日の出保育所」というふうにと回答しているため、敷地の所有が日の出保育所は全て市の所有なのに対し、とみうら保育所は民有地があるため、日の出保育所は近くに日の出山公園があり、津波等の災害時の避難や園行事の際に有利といった理由が挙げられました。「その他（どちらでもよい）」とした理由については、どちらもメリット、デメリットがあるので決められないが、どちらにしても今の施設よりはよくなると思う、統合後にここが新しくなると明確にすれば、廃止になる施設側の理解を得やすいのではとのことでした。「その他（中間地点に新たに建設）」とした理由については、どちらの保育所にしても改修工事で園児の一時的な移動等あるならば、中間くらいの場所に新規に建設したほうがよいと思うとのことでありました。

次の3ページをお願いいたします。

5、保育所再編後の施設の場所についてですが、以下の理由から日の出保育所を活用する方針で事業を進めていきたいと考えております。

日の出保育所は敷地西側に日の出山公園があり、地震や津波等の災害時に子どもたちが速やかに避難でき、園行事の際は駐車場としても利用が可能であること、日の出保育所は建物が比較的新しく、施設を長寿命化するための経費が少なく済む、また、敷地が全て市有地のため借地料がかからないこと、保護者アンケートの結果、「とみうら保育所」と回答した保護者が約11%であったのに対し、約52%の保護者が「どちらでもよい」、約35%の保護者が「日の出保育所」と回答していること、また、保育所再編整備検討会議において12人中10人の委員が「日の出保育所」、1人の委員が「どちらでもよい」との意見であったことです。

6の今後のスケジュール（案）についてですが、本議会での説明の後、地域住民や保育所を利用する保護者にも説明を行い、関係者の合意が得られれば、施設の診断・設計・改修等を行っていききたいと考えております。

また、統合の時期については、保護者アンケートや保育所再編整備検討会議でも早めの統合を希望する意見があったことから、早めに事業を進めていきたいと考えております。

子育て支援課からの報告は以上です。

○委員長（島田 恒） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、報告事項、旭市教育委員会行政組織の一部変更につい

てご報告申し上げます。

旭市教育委員会内に設置する「体育振興課」の名称を本年4月1日から「スポーツ振興課」に変更いたします。また、課内に設置している「体育振興班」と「体育施設班」を統合し、「スポーツ振興班」とすることで、施設を最大限に活用して、市民が生涯を通じてスポーツを楽しみながら生きがいをづくりや健康づくりに取り組んでまいります。

続きまして、報告事項、学校再編の進捗状況についてご報告申し上げます。

まず、干潟地域については、昨年7月から萬歳小学校、中和小学校及び古城小学校の各小学校に地域検討会議を設置し、計4回それぞれ開催した結果、統合に向けての意見や要望が取りまとめられましたので、昨年12月の議会定例会においてご承認いただきました旭市学校再編代表者会議条例に基づいて、（仮称）干潟地域小学校学校再編代表者会議を1月に設置いたしました。

これまでに2回の会議を開催し、諮問事項のうち干潟地域3小学校の学校再編の可否については、全員賛成で可決されたところであります。今後は学校の位置、学校の開校時期及び学校の名称について引き続き調査、審議いただく予定であります。

他の地域については、旭市学校再編基本方針に基づき、本年度に学校単位での保護者説明会が完了しましたので、今後は地域の方々に地域説明会を開催する予定であります。

以上で教育総務課からの報告を終わります。

○委員長（島田 恒） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課からは、旭市・茅野市児童交流事業の終了についてご報告いたします。

旭市・茅野市児童交流事業は東日本大震災を機にスタートした事業で、山と海きずなをつなぐプロジェクトとして、1年ごとに両市の児童がお互いの市を訪問して交流を図る事業であります。令和5年度は、コロナ明けの事業として4年ぶりに旭市の児童が茅野市を訪問して交流を深めたところでありますが、茅野市より、事業開始から13年が経過していること、参加する児童も震災後に生まれた世代となることから、本年度を最後に事業を終了したい旨の協議依頼があり、大変残念ではございますが、令和5年度を最後に旭市・茅野市児童交流事業を終了することとしたものであります。

以上で生涯学習課からの報告を終わります。

○委員長（島田 恒） 担当課の報告は終わりました。

所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（島田 恒） 次に、陳情の審査を行います。

しばらく休憩いたしますが、委員の皆さんはそのまま自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時28分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の1件であります。

それでは、陳情第1号について審査に入ります。

保険年金課より参考意見がございましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情につきまして、保険年金課からの参考意見を申し上げさせていただきます。

まず、日本の公的年金制度につきましては、国内に住む20歳から60歳の全ての人が保険料を納め、その保険料を高齢者の方へ年金として給付する仕組みになっております。老齢年金につきましては、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

一方、外国人の脱退一時金制度につきましては、日本の国籍を持たない外国人労働者が老齢年金の受給資格期間である10年を満たさず日本を出国するときに、既に納めている年金保険料の一部を返金してもらえる制度でございます。

なお、支給要件としましては、日本国籍を有していないこと、日本国内に住所を有していないこと、公的年金制度の被保険者でないこと、最後に、障害基礎年金などの年金を受ける権

利を有したことがないこととなっております。また、申請に当たりましては、保険料納付済みの期間が6か月以上ある方で、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求することができるとなっております。

また、申請先につきましては主に日本年金機構本部となっております。市や年金事務所でこの手続に関して行っておりません。したがって、市におきましては、申請状況や支給状況は確認できません。

本制度は国が事務を委任する日本年金機構が業務、財源を管理していることから、市としましては意見を申し上げる立場ではありませんので、よろしくお願いいたします。

保険年金課からは以上でございます。

○委員長（島田 恒） ありがとうございます。

それでは、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 陳情者の方は住所がないんですけれども、何でないんですか。

○委員長（島田 恒） 松木委員の質問に対して回答をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 陳情者の方の住所が入っていないのは、個人情報関係で入れてございません。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） この方は、旭市に住んでいる方なんですか。

○委員長（島田 恒） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 市内の方でございます。

○委員長（島田 恒） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 議会に出すのに、本人がどこに住んでいるか、個人情報だといっても、あれしなくてもって陳情を出されても、私はかなり疑問を持っています。

この陳情文書表が、全部読んだけど、一貫性がないので、これであればもう少し書き直してもらわなければいけないですね。どういうことかという、今の制度でもって外国から来て日本で働いている方は、今の制度の中では必ず厚生年金に年金として入れなければいけない。生活するためには健康保険もあります。健康保険と年金はセットですから、社会保険事務所に当然そういう指導をするわけです。ですから、健康保険だけ入れてくれというわけにはいかないんです。ですから、その方たちが日本で働いているときのことを考えると、当

然健康保険には入ってもらわなければいけない。そうすると一対になっている年金に入らなければならない。年金に入って、将来年金をもらうことはまずあり得ないでしょうということで、一定の期間をもって年金から脱退をすることができるわけです。それが脱退一時金なんですけれども、私は市内の農家の有限会社で5年ほど経理的なお手伝いをしたことがあります。そこでは中国からの実習生が何人もいました。3人ないし2人いました。その方たちはだいたい2年か3年でもって帰国されるわけです。帰国するときに、私は脱退制度があるからということで脱退制度を、中国語でもってつくったものと日本語のものと、それから申請の書類等を全部渡して、もし向こうに行って日本に来ることがなければ、こちらに送ってくだされば社会保険庁に手続をしますということをやっていました。ですから、そういうところまで手を出してくれる雇い主というのは少ないんだけれども、こういう形で正式に1回やったことがあります。大変複雑な制度です。しかし、何割かは、全部ではないですけれども、返してもらえるとという制度なんです。

この陳情の趣旨がどういう趣旨なのかが分からないんですけれども、脱退一時金制度をこのまま続けさせるのか、それとも最初から入らなくていいとは書いていないので、どういうことなのか意味不明なんです。そのところをはっきりしないと、意見書も何も書けないと思うんです。

以上です。

○委員長（島田 恒） 今、松木委員のほうから、関わる様々な法律が関連づけられていないとか、その辺がよく分からないということなんですけれども、担当課のほうから回答できるのであればお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、申請先につきましては日本年金機構本部となっております。それに従いまして、年金事務所につきましては、この手続そのものが、手続通っておりませんので、申請状況や支給状況、今お話があったようにどういった財源でということは、うちのほうから申し上げる立場ではございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（島田 恒） ほかに質問ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 当然、これは自分の感想とかも言っているんですよ。

○委員長（島田 恒） はい。

○委員（伊場哲也） まず、松木委員が今おっしゃいましたように、私もこの陳情文書表を読ませていただき思ったことですが、国民の権利ですから、いいんですよ。ぜひ私は個人的に陳情に賛成をしてあげたいなとは思いました。

しかしながら、まず1点目、このような場で市当局はどういうコメントをされるのであろうと。今、立場上、何とも言えません。これは伊場哲也の想定内どおりでした。年金機構のやることですからね。

次、住所、千葉県旭市云々がないので、何なんだろうと。正々堂々、氏名、吉原光佑さん、あくまでも推測するしかないのです。正々堂々、旭市の口 293 の 8 とか何か書けばいいのにと思いました。

したがって、一体どういう方がどういう思いで陳情されているのかなということを、陳情の要旨、そして、その後に頂きました資料、添付された3枚全て読ませていただき、趣旨を吉原さんにもうちょっと確認できるような機会があるのかなといったのが率直なる感想なんです。

なぜかといいますと、趣旨を見ますと、これは不公平が生じていると。だもので、それはまずいよなど。賛成できるようなところがあるんです。

次は、地方財政上問題があると。一旦国へ帰って、そのときに一時金をもらって、そしてまた数年してやってきてと。いや、働くつもりで来たけれども、生活上困難であると。それこそ生活保護を受給しなければいけない状況になったときに、そういう、いわゆる外国人労働者が今後いっぱい増えてしまうよと。だから、不公平だからといったようなのが陳情の趣旨なのかなというふうに捉えたんです。自分の考えが正しいかどうかは、大きな時間をかけなければいけないところがあります。ただ、日本の将来の、将来的に生産人口を考えたときに、相当数、外務省の統計等々でも出ていると思うんですけれども、必ずや外国人労働者に頼らないと、日本のいわゆる生産労働者が少ないので、ですから、外国人労働者を守らなければいけないという考えが、真剣に守らなければいけないよというような考えが相当数あるのですけれども、だからといって、住所もなく、また趣旨もどうなのかなといったようなところで、このような会が持てたのは私はよかったなというふうに率直に思いました。

以上です。

○委員長（島田 恒） ほかにご質問ありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 一つちょっと思い出しましたがけれども、戦後、社会保険の創設期には脱

退制度というのがあったんですよ。その手法を社会保険庁が外国人に対してできるように法制度をしたのが脱退制度なんです。日本人は、年金といって厚生年金だけではないんですよね。ほかの年金制度に入っている人は、厚生年金に入らなくてもいいわけですから、共済もあるわけですからね。だから、脱退制度というものはあつてしかるべきなんですよ。なのに、将来無年金者になって生活保護を受けることになるから、そういう制度は、なくせとは言っていないんだよね。そこが分からないんですよ。そういうことです。

○委員長（島田 恒） 事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 先ほど私の説明で、もしかしたら伝わり方が間違っていたら申し訳なかったんですけども、今、松木委員からも言われましたとおり、文書表には住所を出しておりません。しかしながら、陳情書については、住所も名前も、要は会議規則にうたっているように、その趣旨も含めて全部記載されております。

ということで、公にするときには個人が特定されないようにということで、文書表には住所を示していないというだけでございますので、原本そのものにはしっかりと記載をされて、それで受理をしているものであります。よろしくお願いします。

○委員長（島田 恒） ほかに質問ありますでしょうか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 公表、公にするから判こを押して、押した段階では住所は分かっていたわけですよね。だけれども、当の陳情者からこういう打合せがあつたんですか。

（「特にはありません」の声あり）

○委員（伊場哲也） 公表するには出さないでくれみたいな。

（「それはないです」の声あり）

○委員（伊場哲也） それはまずくないですか。

（「今の流れは個人が特定できないように、出さないようになっています」の声あり）

○委員（伊場哲也） そういう判断ですか。

（「はい」の声あり）

○委員（伊場哲也） 議会事務局の法的な対応として、それはどうなのかな。

（「すみません。そこも大事なのかもしれませんけれども」の声あり）

○委員（伊場哲也） いや、本当にそう思いますよ。

○委員長（島田 恒） そのほか質問ありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、ここで保険年金課は退室してください。

大変ご苦労さまでした。

委員の皆さんはしばらく休憩いたしますが、自席でお待ちいただきたいと思います。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時44分

○委員長（島田 恒） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査ということでありますので、陳情第1号について、ご意見がありましたらお願いします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 日本人に脱退一時金の制度がないというのは、日本人は厚生年金でなければ共済年金、それでなければ国民年金というね。だから、生きている限りはどれかの年金に入りなさいということになっているから、だから脱退制度はないんですよ。率は上がったりに下がったりするけれども、必ずお金を払えば生きている間年金に入っていられるわけだ。外国人はそういう機会がないから、一定のお金を払って脱退の制度をつくったわけだ。そういうことだけだから、矛盾はあまりないので、本当は理論的にはないんですよ。それを何か脱退一時金をもらってしまった人が日本に住むことになったら、その分がカットされるからといえば、では遡って年金を払う制度を日本の国がつくればいいわけで、法的には。

だから、そういうようなことだと、我々市議会のレベルの問題ではなくて、国会の問題です。国の政治です。

○委員長（島田 恒） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 確かに、市議会レベルで云々ということではない、これもよく分かります。そして、法整備がどうのこうのという問題を指摘しているとも、私はこの内容からは受け取れませんでした。要は、ずるいよな、一時金をもらっておいて一旦帰って、また帰ってきて。そのずるい実態があるんだよということをこの方が、推測ですよ。経験されて、そういう状況があるから、おい、市議会議員、おまえら知らないだろう、こういう状況があるんだよと。だから市議会議員で話し合って、声を上げてくれないかという、そういう素朴な陳情

というふうに、私はこの文面の裏側にある訴えというものを私なりに解釈したということでございます。

○委員長（島田 恒） その他ご意見ございますでしょうか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 私は、この制度の是正は賛成で、技能実習生がこれだけ今、日本国内に入ってきて、福祉、農業、日本人がやりたくない仕事をこの先5年、10年、外国人労働者をどんどん入れて、鎖国していた日本、やはり鎖国体質があるんですけれども、なので、この脱退一時金、日本にいる間年金を払っていただいて、脱退一時金をあげて、またそのときに出会った例えば日本人男性、農家の人と結婚しに来るかもしれないですね。そのときは国民になっていただいて、年金に加入していただいて、生活保護しか駄目だよと、そんな悲惨な末路はないと思うんです。

なので、私は別に、特にこの是正を国会に声を上げていただくというのには賛成です。

○委員長（島田 恒） 宮内委員。

○委員（宮内 保） 実は、うちにも技能実習生がいるんですけれども、それは国民健康保険、ただそれだけなんですよね。だから、そういうのと、会社で社会保険、厚生年金と違う、その違いがあるんだよね。だから、うちに来ている中国の研修生もいました。今、カンボジアから来ているんだけど、やはり中国から来た研修生は、私は国民健康保険に入りません。医者は、要するに実費で払う。だけれども、俺は健康だから、病気にならないから健康保険を払わないと。それでも通ってしまうわけよ。だから、会社で厚生年金でやっている場合は、必ずある程度もう決まっていますから入りますけれども、農家の場合はほとんど入っていないのではないのかな。その辺、農家個々によって、国民年金の場合はどうだか分からないけれども、そういうものは今回のこういうものにも該当するのかなと。そういう分かんないところがあるから。

そんなところですよ。

○委員長（島田 恒） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 今、宮内委員が言っているのは健康保険のことで、健康保険とこの話とは別ですけれども、健康保険は顔写真がないから、多分、伊藤委員が前に言ったように、私は不正受給はかなりあると思うんですよ。かなり報道でも聞きますし、中国辺りで治らない病気を日本に来て治して、すぐ帰ってしまうというふうな話も結構聞いていますのでね。でも、その話とはちょっと今回は違うので、年金の話なので、その話とはちょっとまた違う話

になるのかなというふうには思うんですが、私は実際今回のやつは、私は反対かなというふうに考えてはいます。

○委員長（島田 恒） ほかにご意見よろしいですか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 様々な意見が出てくる中で、それをすり合わせるということはなかなか難しいんだと思います。しかしながら、ここで陳情については採決をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（島田 恒） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終了したいと思います。

陳情の採決

○委員長（島田 恒） それでは、討論を省略して採決といたしたいと思います。

陳情第1号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（島田 恒） 賛成多数。

よって、陳情第1号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（島田 恒） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（島田 恒） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時54分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 島 田 恒